

八王子市障害者計画
第8期障害福祉計画
第4期障害児福祉計画
令和6～11年度(2024～2029 年度)

素案(案)

※令和8年9月14日

第2回八王子市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 時点

だい しょう けいかくさくてい
第1章 計画策定にあたって

1 けいかくさくてい はいけいおよ もくてき
計画策定の背景及び目的

はちおうじし へいせい ねん ねん はちおうじししょうがいしゃけいかく へいせい
八王子市では、平成12年（2000年）に「八王子市障害者計画」を、平成
ねん ねん はちおうじししょうがいふくしけいかく へいせい ねんど
18年（2006年）に「八王子市障害福祉計画」、そして、平成30年度（2
018年度）には「八王子市障害児福祉計画」を策定しました。これらの3つの
けいかく じだい へんか しょうがいしゃ ちゅう てきかく たいおう みなお かせ
計画は、時代の変化や障害者（注）のニーズに的確に対応するため見直しを重
ねながら、しょうがいしゃ にちじょうせいかつ しえん しゃかいさんか そくしん けんりようご すいしん
障害者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護の推進など
さまざま しさく じっし
様々な施策を実施してきました。

かん くに しょうがいしゃ かんれん せいど おお しんてん
この間、国においても障害者に関連する制度は大きく進展してきました。
へいせい ねん ねん しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい しょうがい ふくし
平成18年（2006年）に身体障害、知的障害、精神障害の3障害の福祉
ないよう いちげんか しょうがいしゃじりつしえんほう しこう
サービスの内容を一元化するため障害者自立支援法が施行されました。この
せいど ばつぽんてき みなお おこな いこう しょうがいしゃきほんほう かいせい しょうがいしゃ
制度の抜本的な見直しが行われて以降は、障害者基本法の改正や障害者の
にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ しょうがいしゃそうごうしえんほう
日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が
しこう へいせい ねん ねん こくれんそうかい さいたく
施行されるとともに、平成26年（2014年）には国連総会で採択された
しょうがいしゃ けんり かん じょうやく ひじゅん へいせい ねん ねん しょうがい
障害者の権利に関する条約を批准し、平成28年（2016年）には障害を
りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう
理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され
ました。

また、へいせい ねん ねん しょうがいしゃそうごうしえんほう かいせい ちいきせいかつ
平成28年（2016年）には障害者総合支援法が改正され、地域生活
しえん すす あら そうせつ こうれい しょうがいしゃ たい かいご
の支援を進めるための新たなサービスの創設や、高齢の障害者に対する介護サ
ービスの円滑な利用、えんかつ りよう しょうがいじしえん たいおう とりくみ も こ
障害児支援のニーズへの対応などの取組が盛り込まれま
した。その後も文化芸術活動の推進や聴覚障害者などの電話利用の円滑化な
ど、さまざま かんけいほうれい せいび すす
様々な関係法令の整備が進められました。

さらに、れいわ ねん ねん しょうがいしゃどう ちいきせいかつ しゅうろう しえん
令和4年（2022年）には障害者等の地域生活や就労の支援の
きょうかどう しょうがいしゃどう きぼう せいかつ じつげん しょうがいしゃそうごうしえんほう
強化等により、障害者等が希望する生活を実現するために障害者総合支援法
どう かいせい おこな しょうがいしゃどう ちいきせいかつ しえんたいせい じゅうじつ おこな
等の改正が行われ、障害者等の地域生活の支援体制の充実などを行うこと
で、しょうがいしゃ なんびょうかんじゃなど あんしん く つづ ちいききょうせいしゃかい
障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会

の構築により取り組んでいくことが示されました。

そして、本計画の策定以降、障害者差別解消法の改正により令和6年（2024年）4月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、共生社会の実現に向けた取組が一層推進されたほか、令和7年（2025年）には「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が、令和8年（2026年）には「高次脳機能障害者支援法」が施行されるなど、多様な障害特性に対応した支援体制の整備や理解促進が進められています。

加えて、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の改正により、成人後も医療的ケアを必要とする人への支援の充実が図られるなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の整備が進められています。

近年では、障害者の高齢化や障害の重度化に加え、医療的ケアを必要とする人や発達障害者など、多様化する支援ニーズへの対応が求められており、関係機関が連携した包括的な支援の充実が重要となっています。

国の動きに対し本市では、平成24年（2012年）に「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を制定し、合理的配慮の義務化や、障害理解教育等に取り組むとともに、地域の社会資源を活かした、障害者の日常生活を支援するための地域生活支援拠点の整備や重度障害者を受け入れている日中活動系サービス事業者への支援、医療的ケア児等コーディネーターの配置など、障害者やその家族が地域で安心して生活できる環境づくりを推進してきました。また、令和7年度（2025年度）には、基幹相談センターを開設し、相談支援事業所への専門的な助言や人材育成、関係機関との連携などを通じて、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいます。一方では、障害者の高齢化や重度化なども進んでいる現状があり、障害者が希望する地域生活の継続・実現には、必要なサービス量の確保と適切な支援のさらなる実施が求められており、その時代とニーズに即した障害者施策の推進が必要となっています。

本市では、こうした背景を基に、障害者やその家族、難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、その人らしく安心して暮らすことができるよう、

くに しょうがいしゃ きほんけいかく だい じ における 施策の 基本的な 方向性や、これまでの
とりくみ における 課題等を 踏まえ、 障害当事者の ニーズに 即した 障害者施策を
てんかい ほんし きほんこうそう きほんけいかく である 「八王子未来デザイン2040」の
としぞう ひと めざ けんこう えがお させ あいのまち」
の実現につなげていくため、本計画を策定しており、このたび 中間見直しを
おこな 行いました。

(注) ちゅう はちおうじしょうがいしゃけいかく しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく
「障害者」とは 18 さいみまん しょうがい じ ふく しんたいしょうがいしゃ ちてき
しょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ なんびょうかんじゃとう さ
障害者、精神障害者、難病患者等を指します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

① 八王子市障害者計画

障害者基本法に規定される「市町村障害者計画」であり、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び東京都の障害者基本計画を基本に定める、市の障害者の状況等を踏まえた施策の実施に関する基本的な計画です。

◆障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 八王子市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の施策を円滑に実施するための計画です。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（障害者総合支援法）第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③ 八王子市障害児福祉計画

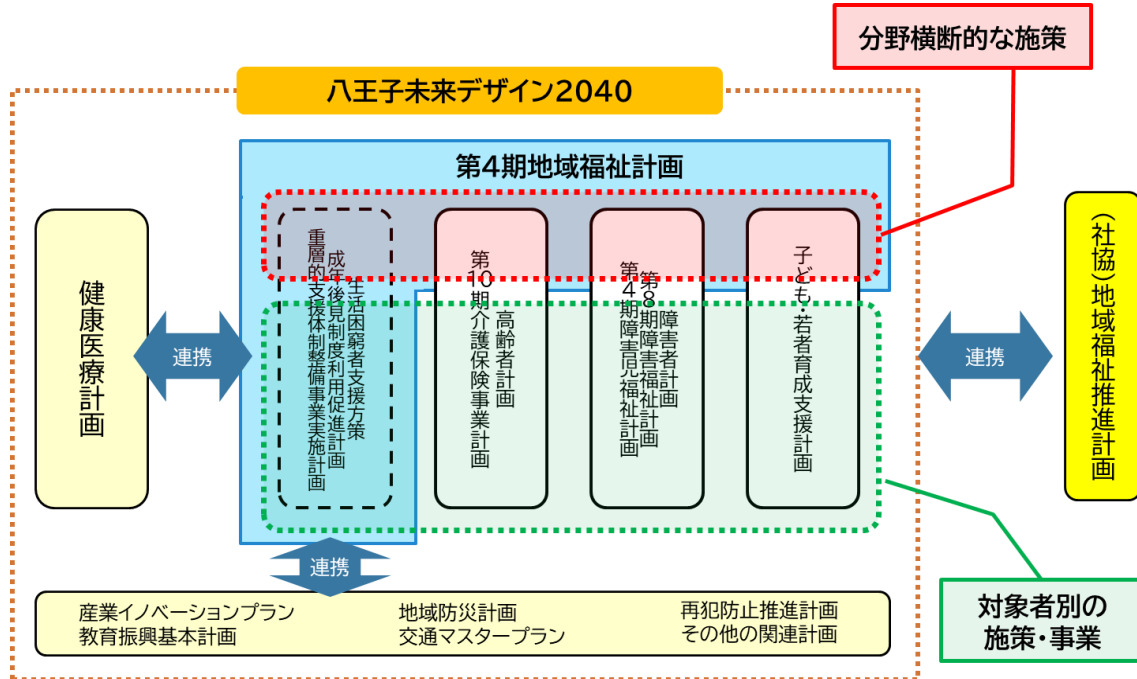
児童福祉法に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の施策を円滑に実施するための計画です。

◆児童福祉法 第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 市の関連計画との関係

本計画は、「八王子未来デザイン2040（八王子市基本構想・基本計画）」を最上位計画とする障害者福祉に関する個別計画であり、「第4期八王子市地域福祉計画」における対象者別計画として、理念や施策の整合・調和を図っています。



3 計画の期間

障害者計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6か年を計画期間としています。これは、上位計画となる「第4期地域福祉計画」の期間と整合を図るとともに、中期的な視点を持って障害福祉施策を構築し取り組むことで、より効果的な事業展開を図れることから、地域の実情によって柔軟な期間設定ができるとする国の基本方針を踏まえ、6年間としたものです。今回は、社会情勢の変化や地域の事情等を鑑み、中間見直しを行いました。

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国の基本指針に合わせて令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の目標値等を定めた第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定していましたが、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間の国の基本指針が示されたことから、第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画として、3年間の目標値等を新たに決めました。

【関連計画の計画期間】



4 計画の策定体制

本計画については、令和5年度（2023年度）に八王子市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会に「計画策定部会」を設置し、策定しました。計画策定部会は、障害当事者や学識経験者、障害者福祉・地域福祉関係者に加えて、公募市民や学校関係者、地域や商工関係の代表など、幅広い市民・関係者で構成しており、多様な視点から地域全体で障害者を支え、地域のつながりを確保できる体制づくりなど、今後の障害福祉施策について協議しました。

今回の中間見直しにあたっては、八王子市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会から八王子市障害者地域自立支援協議会に対して検討を依頼し、見直し作業を進めました。これは、本計画の達成状況の点検と評価にあたり同協議会から意見聴取していることや、部会活動などを通じて地域課題に精通していることに加え、今回は新たな計画の策定ではなく中間見直しであることから、より地域の実情を踏まえた実践的かつ専門的な視点による検討が必要であると判断されたためです。なお、協議会は、計画策定部会と同様に障害当事者や学識経験者、障害者福祉・地域福祉関係者に加えて、公募市民や学校関係者、地域や商工関係の代表など、幅広い市民・関係者で構成しており、多様な視点でも協議しています。

5 計画におけるSDGsの取組

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられている、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットです。

発展途上国向けの開発目標である「MDGs（ミレニアム開発目標）」の後継として採択され、発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

本市においては、基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」におけるまちづくりの基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」に基づき定めた6つの都市像（私たちが目指すまち）がSDGsの理念と方向性が一致しているため、基本計画に定めた施策を実行することで、引き続きSDGsの17のゴールの達成に貢献していきます。

本計画において、SDGsの17のゴールのうち特に関連が深いものは、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 障害者福祉の現状と課題

1 障害者を取り巻く現状

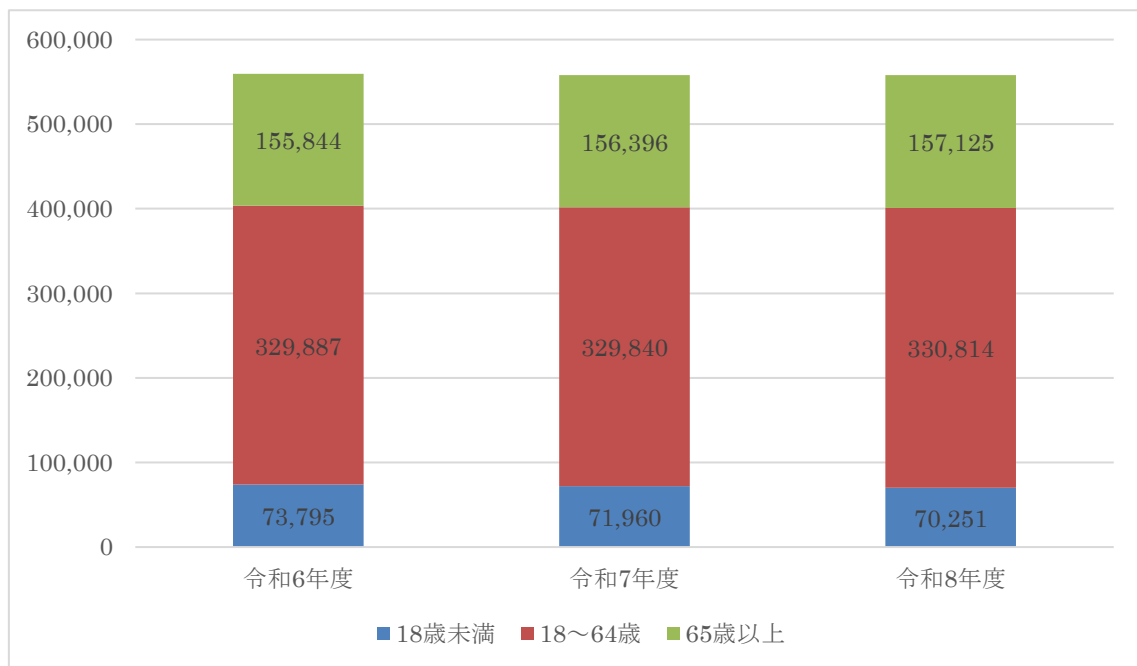
パブリックコメントまでに表の作りを見直す
(差が分かるように)

(1) 人口の推移 (各年4月1日現在)

本市の総人口は、令和6年(2024年)の559,526人から、令和8年(2026年)の558,190人と3年間で1,336人の減少となっています。一方で65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和6年(2024年)に比べ、令和8年(2026年)では約8%増となっています。

単位：人

項目	令和6年	令和7年	令和8年
18歳未満	73,795	71,960	70,251
18～64歳	329,887	329,840	330,814
65歳以上	155,844	156,396	157,125
合計	559,526	558,196	558,190



(2) 障害者手帳所持者数の推移

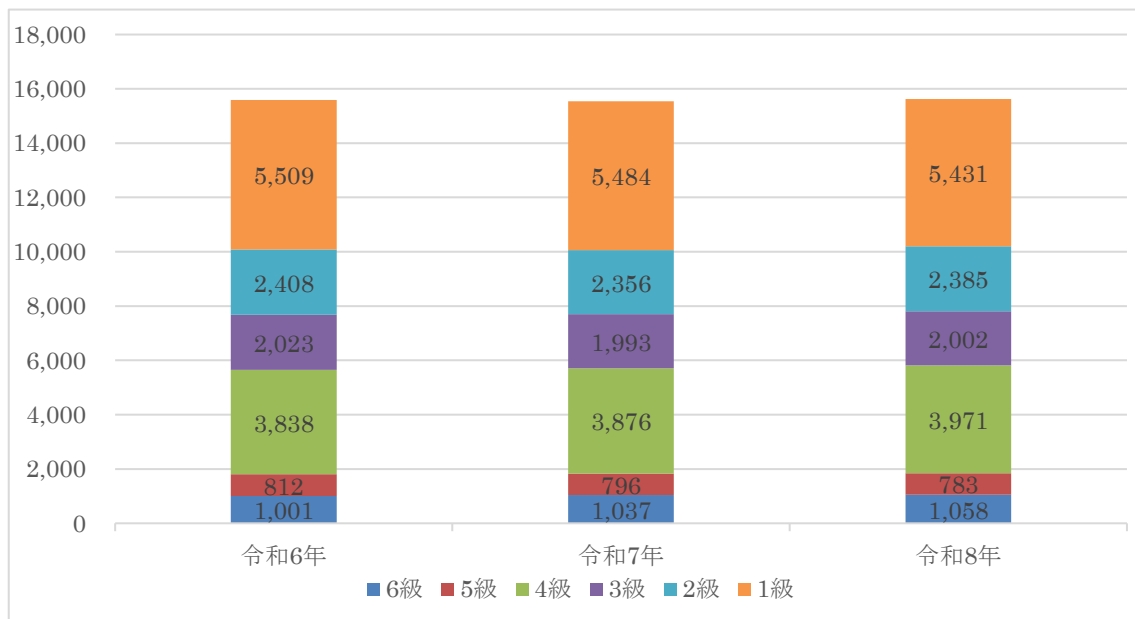
① 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいとなっています。令和6年（2024年）では15,591人でしたが、令和8年（2026年）では15,630人となっており、令和6年（2024年）に比べ、約0.25%増となっています。

等級別障害部位別手帳所持者数（令和8年〔2026年〕） 単位：人

	肢体 不自由	視覚 障害	聴覚・ 平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 障害	内部 障害	合計
1級	1,523 (122)	413 (6)	94 (0)	3 (0)	3,398 (39)	5,431 (167)
2級	1,442 (43)	429 (3)	416 (31)	17 (1)	81 (0)	2,385 (78)
3級	1,043 (32)	67 (1)	169 (1)	87 (0)	636 (16)	2,002 (50)
4級	1,523 (14)	77 (5)	698 (2)	70 (0)	1,603 (12)	3,971 (33)
5級	590 (13)	188 (1)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	783 (14)
6級	361 (8)	49 (2)	648 (7)	0 (0)	0 (0)	1,058 (17)
合計	6,482 (232)	1,223 (18)	2,030 (41)	177 (1)	5,718 (67)	15,630 (359)

※（ ）内は、18歳未満の人数



② 愛の手帳（東京都療育手帳）所持者数の推移（各年4月1日現在）

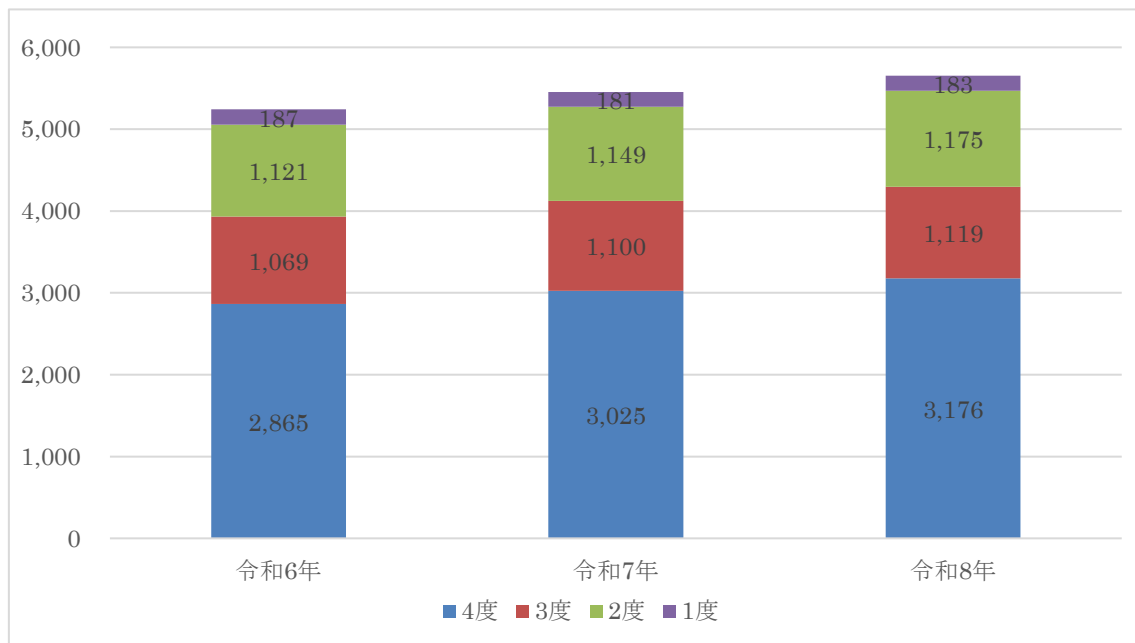
知的障害者の愛の手帳所持者数は、年々増加しており、令和6年（2024年）では5,242人でしたが、令和8年（2026年）では5,653人となっています。これは、令和6年（2024年）に比べ、7.8%増となっています。

程度別手帳所持者数

単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年
1度	187 (50)	181 (44)	183 (44)
2度	1,121 (243)	1,149 (242)	1,175 (249)
3度	1,069 (262)	1,100 (277)	1,119 (291)
4度	2,865 (722)	3,025 (779)	3,176 (809)
合計	5,242 (1,277)	5,455 (1,342)	5,653 (1,393)

※（ ）内は、18歳未満の人数



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

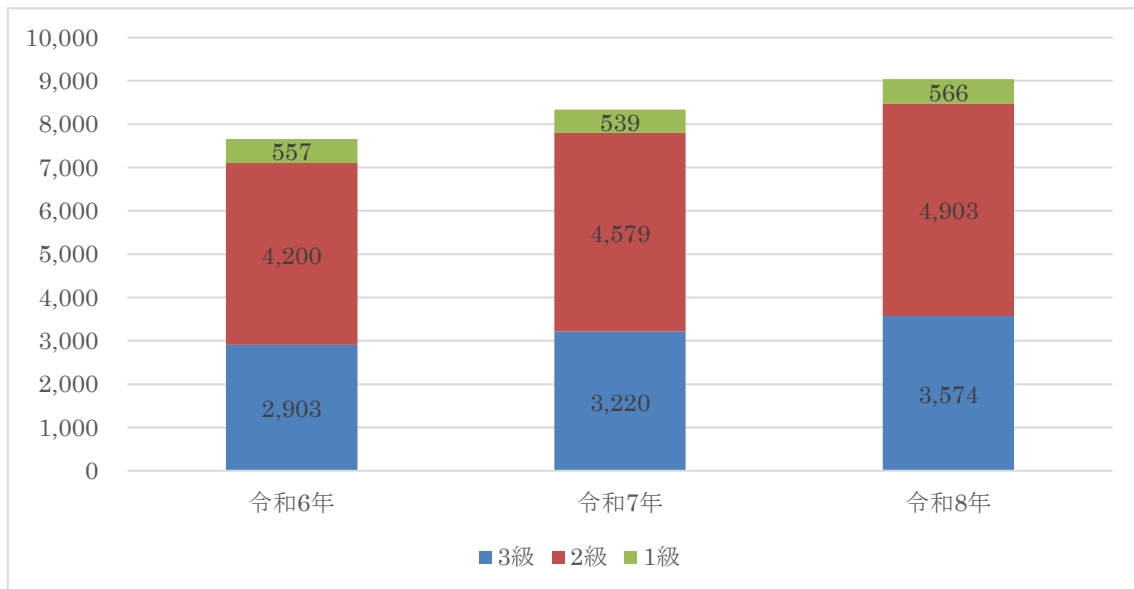
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和6年（2024年）では7,660人でしたが、令和8年（2026年）では9,043人となっています。これは、令和6年（2024年）に比べ、18.1%増となっています。

等級別手帳所持者数

単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年
1級	557 (5)	539 (3)	566 (3)
2級	4,200 (72)	4,579 (95)	4,903 (106)
3級	2,903 (131)	3,220 (122)	3,574 (128)
合計	7,660 (208)	8,338 (220)	9,043 (237)

※（ ）内は、18歳未満の人数



(3) 障害福祉サービス利用者数等の推移

障害福祉サービス利用者数は年々増加しており、令和6年（2024年）では6,416人でしたが、令和8年（2026年）では7,040人となっています。これは、令和6年（2024年）に比べ、約9.7%増となっています。

障害福祉サービス利用者数（各年4月現在） 単位：人

項目	令和6年	令和7年	令和8年
障害福祉サービス	4,398	4,638	4,664
障害児通所支援	2,018	2,273	2,376
計	6,416	6,911	7,040

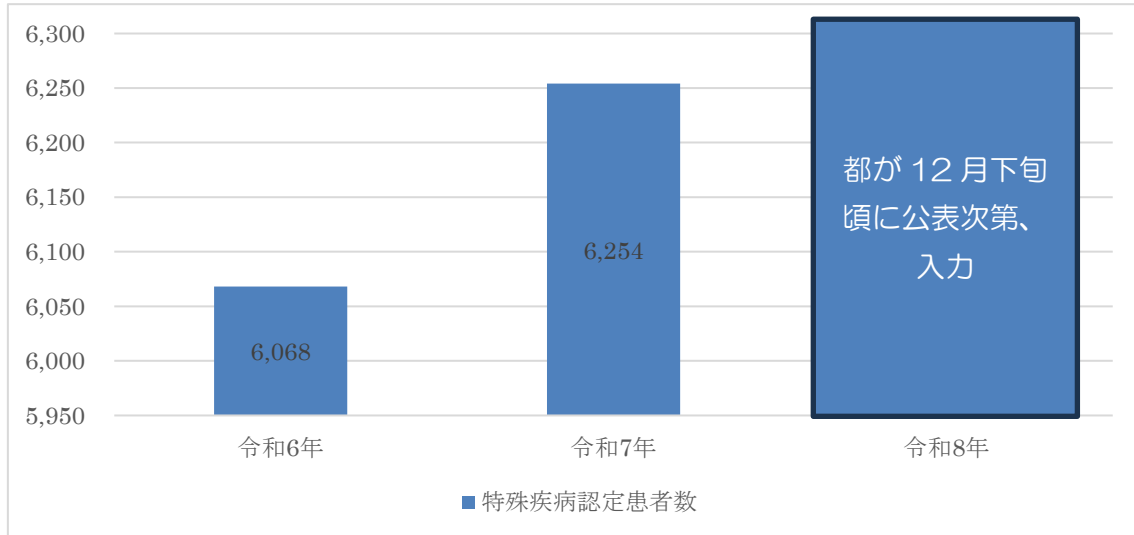
障害支援区分の認定者数（各年4月1日現在） 単位：人

項目	令和6年	令和7年	令和8年
区分1	6	8	4 (0.1%)
区分2	459	487	472 (13.0%)
区分3	620	687	784 (21.5%)
区分4	683	709	768 (21.1%)
区分5	573	603	599 (16.4%)
区分6	994	982	1015 (27.9%)
合計	3,335	3,476	3,642

(4) 特殊疾病認定患者数等の推移

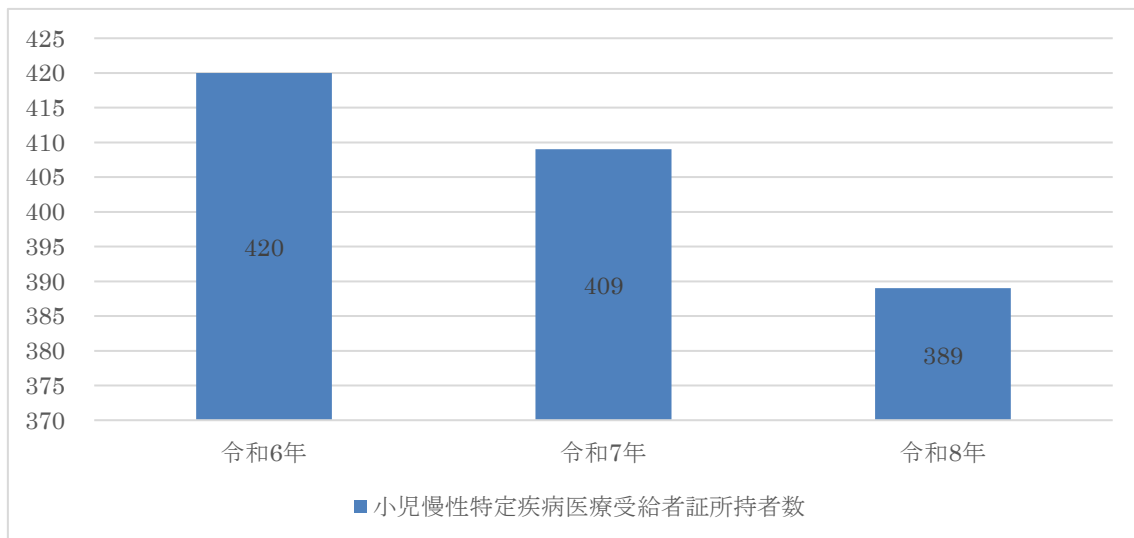
① 特殊疾病認定患者数の推移（各年4月1日現在）

難病患者等であることを示す特定疾患認定患者数は、年々増加しており、令和6年（2024年）では6,068人でしたが、令和8年（2026年）では〇〇〇〇人となっています。これは、令和6年（2024年）に比べ、〇〇% 〇となっています。



② 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）

小児慢性特定疾病の患者であることを示す小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は微減しており、令和6年（2024年）では420人でしたが、令和8年（2026年）では389人となっています。これは、令和6年（2024年）に比べ、7.4%減となっています。



参考：保育所等における医療的ケア児の受入状況

近年の医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児数は年々増加しており、保育所等における医療的ケア児の受け入れのニーズも高まっています。

医療的ケア児は、医療的ケアと医療機器による支援を日常的に必要としており、保育所等において安心して保育の提供を実施するためには、適正な受け入れ体制の整備と医療機器の配備が必要です。

本市においては、安全な医療的ケアと医療的ケア児の発達に応じた保育の提供のため、令和3年（2021年）に「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、保育所等への情報の発信等に努めています。

今後も、医療的ケア児への適正な保育の提供がされるよう、受け入れ態勢の整備等に努めていきます。

市内保育所における医療的ケア児の受入数（各年4月1日現在） 単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年
公立園（3箇所）	5	4	3
民間園（2箇所）	8	4	4
合計	13	8	7

2 障害者の教育環境・就労状況

(1) 教育環境

① 市立小中学校・特別支援学校への就学状況（各年4月7日現在）

令和8年度（2026年度）に、新たに市立小学校・特別支援学校へ就学した市内の児童数は3,520人で、新たに市立中学校・特別支援学校へ就学した市内の生徒数は3,934人となり、年々減少傾向にあります。

市立小学校・特別支援学校への就学状況 単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年
市立小学校 （通常学級）	3,593	3,516	3,391
市立小学校 （特別支援学級）	70	74	58
特別支援学校	75	78	71
合計	3,738	3,668	3,520

市立中学校・特別支援学校への就学状況 単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年
市立中学校 （通常学級）	3,917	3,950	3,761
市立中学校 （特別支援学級）	122	143	120
特別支援学校	51	52	53
合計	4,090	4,145	3,934

② 市内小中学校・義務教育学校の特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室の状況（令和8年（2026年）5月1日現在）

令和8年（2026年）の市内小学校（義務教育学校前期課程含む）の特別支援学級の児童数は、705人で市内全体の児童数の3.0%、学級数は102学級で市内全体の学級数の10.7%となっています。通級指導学級の児童数は、230人で市内全体の児童数の0.1%、学級数は14学級で市内全体の学級数の1.5%となっています。特別支援教室の児童数は1,732人で、市内全体の児童数の7.5%となっています。

また、令和8年（2026年）の市内中学校（義務教育学校後期課程含む）の特別支援学級の生徒数は、404人で市内全体の生徒数の3.3%、学級数は58学級で市内全体の学級数の14.0%となっています。通級指導学級の生徒数は、10人で市内全体の生徒数の0.1%、学級数は1学級で、市内全体の学級数の0.2%となっています。特別支援教室の生徒数は、548人で市内全体の生徒数の4.5%となっています。

市内小学校（義務教育学校前期課程含む）の特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室の各学年別児童数及び学級数

項目		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
市内全体		3,459	3,639	3,728	3,968	4,194	4,239	23,227	956
特別支援学級	固定学級	58	98	124	120	148	157	705 (3.0%)	102 (10.7%)
	通級指導学級	50	54	42	45	25	14	230 (0.1%)	14 (1.5%)
	特別支援教室	179	200	307	358	334	354	1,732 (7.5%)	—

市内中学校（義務教育学校後期課程含む）の特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室の各学年別生徒数及び学級数

項目		1年	2年	3年	合計	学級数
市内全体		3,884	4,100	4,081	12,065	414
特別	固定学級	120	151	133	404 (3.3%)	58 (14.0%)

支援 がっきゅう 学級	通級指導学級	3	2	5	10 (0.1%)	1 (0.2%)
	特別支援教室	193	198	193	548 (4.5%)	—

③ 市内及び近隣の特別支援学校高等部の状況（令和8年〔2026年〕7月1日現在）

令和8年（2026年）の市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別本市在住の生徒数は、合計で409人です。

なお、卒業後の進路は進学、企業就労、福祉的就労、生活介護事業所、施設入所など様々な状況となっています。

パブリックコメントまでに卒業後の進路について人数・割合の内訳が出せるか確認

市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別八王子市在住生徒数 単位：人

がっこうめい 学校名	こうとうが 高等部 ねんせい 1年生	こうとうが 高等部 ねんせい 2年生	こうとうが 高等部 ねんせい 3年生	ごうけい 合計
はちおうじにしとくべつしえんがっこう 八王子西特別支援学校	80	64	53	197
はちおうじひがしとくべつしえんがっこう 八王子東特別支援学校	10	12	7	29
みなみおおさわがくえん 南大沢学園	32	34	31	97
はちおうじみなみとくべつしえんがっこう 八王子南特別支援学校	15	24	13	52
たまさくら おかがくえん したい 多摩桜の丘学園（肢体）	4	2	1	7
はちおうじもうがっこう 八王子盲学校	1	0	0	1
ちゅうおう がっこう 中央ろう学校	3	1	0	4
あきるの がくえん したい あきる野学園（肢体）	1	0	0	1
えいふくがくえん ち 永福学園（知）	3	3	2	8
あおみねがくえん ち 青峰学園（知）	4	2	5	11
せいちょうとくべつしえんがっこう 青鳥特別支援学校	1	0	0	1
こうめいがくえん びょう 光明学園（病）	0	0	1	1
合計	154	142	113	409

(2) 就労状況

① 障害者の就労状況（各年6月1日現在）

東京都内における障害者の就労状況は、令和4年（2022年）と令和8年（2026年）の雇用障害者数を障害種別で比較すると、身体障害者は〇%増の〇〇人、知的障害者は〇%増の〇〇人、精神障害者は〇%増の〇〇人となっています。

東京都における雇用障害者数

単位：人

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
令和4年	138,907	46,513	43,055
令和5年	140,206	48,549	50,577
令和6年	142,542	50,706	58,652
令和7年	144,477	52,378	66,485
令和8年	12月に厚労省より公表		

（令和4年〔2022年〕～令和8年〔2026年〕の「障害者雇用状況の集計結果」より）

ハローワーク八王子管内（八王子市、日野市）における令和7年度（2025年度）の障害者就職件数は〇〇〇件であり、令和4年度（2022年度）の466件と比較して〇〇%〇となっています。

ハローワーク八王子管内における障害者就職状況 単位：件

	新規求職 申し込み件数	紹介件数	就職件数
令和4年度	1,180	2,673	466
身体障害者	280	602	82
知的障害者	244	324	134
精神障害者	617	1,686	238
その他の障害者	39	61	12
令和5年度	1,252	2,646	479
身体障害者	252	597	74
知的障害者	245	291	137
精神障害者	730	1,722	262
その他の障害者	25	36	6
令和6年度	1,225	2,632	488
身体障害者	241	564	80
知的障害者	233	354	144
精神障害者	715	1,682	258
その他の障害者	36	32	6
令和7年度			

11月に東京都より公表

6/15 職業安定部 職業安定課 TEL：03-3512-1654 済

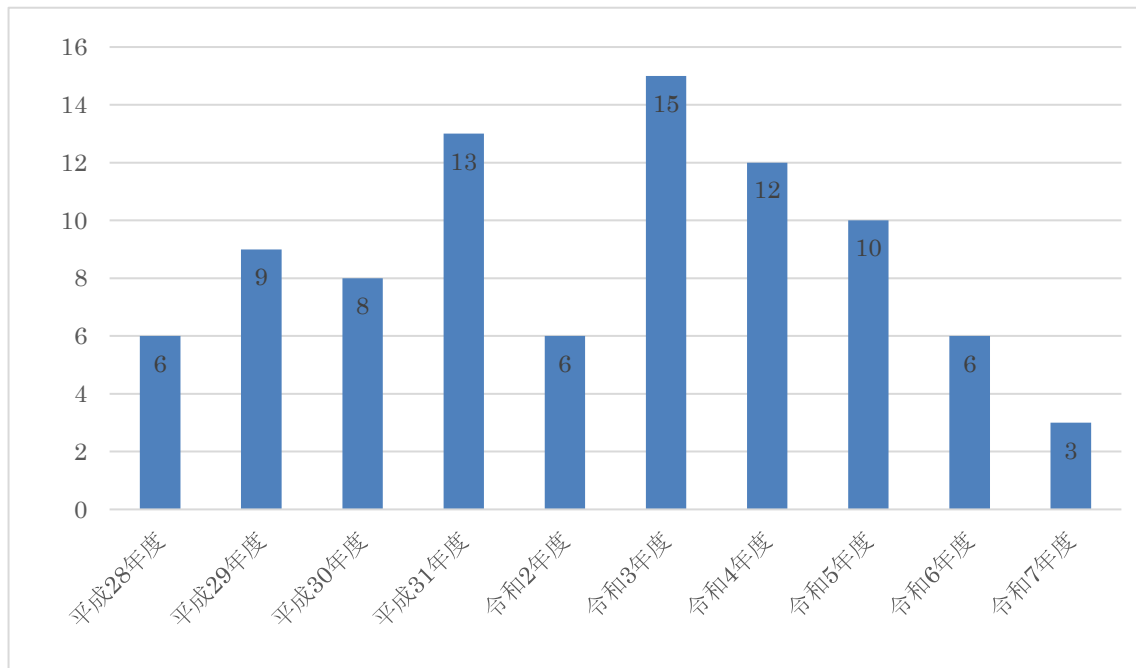
（東京労働局「職業安定業務年報」より）

② 都内の特例子会社の状況

昭和51年(1976年)の職業安定局長通達で定められた「特例子会社制度」は、昭和62年(1987年)の障害者雇用促進法の改正で法制化され、平成14年(2002年)10月1日からはグループ適用が開始されています。特例子会社の多くは23区内にありますが、多摩地域でもいくつかの特例子会社が設立されています。

特例子会社の年度別設立件数(都内)

単位: 件



厚生労働省ホームページより(令和7年〔2025年〕6月1日現在)

パブリックコメントまでに、グラフでなくとも、新規件数ではなく、都内・多摩に何件存在するかを記載する

3 施策推進にあたっての課題

本市の総人口は、ほぼ横ばいではあるが減少傾向となり始めた一方、65歳以上の高齢者人口は増加しています。これに伴い、障害者及びその家族の高齢化も進行しています。加えて、愛の手帳（東京都療育手帳）や精神障害者保健福祉手帳の所持者数についても、制度の周知が進んだこともあり、増加し続けています。

このことから、総人口に対する障害者数の割合は増加し続けており、今後サービスの確保を図らなければならない状況にあります。

障害者を取り巻く現状については、時代のニーズや障害者及びその家族の高齢化などの状況に応じた支援の提供が必要とされており、次のような課題が挙げられています。

本計画においては、これらの課題を解決し、必要なサービスを提供するため、様々な施策を実施していきます。

項目	課題
相談支援	- 総合的な相談支援体制の構築 - 地域生活支援拠点の整備を通じて、必要な時に支援が提供される状況 - 制度の縦割りによるライフステージ間の支援を断絶しない、他の関係機関との連携、協働のためのネットワークの構築 - 計画相談事業所の人材確保・経営の安定化を通じた、ケアマネジメントの充実
地域移行	- 地域とのつながりの強化 - 重度化・高齢化にも対応した、地域で障害者（児）が受け入れられる環境の整備 - 地域移行に係る障害者支援のネットワークの強化
就労支援	- 農福連携の推進等の新たな雇用の創出 - 福祉施設から一般就労への移行及び定着 - 就労に関する相談体制の充実

	・利用者の就労準備性向上と就労移行支援事業所の運営 ・安定化による安定就労支援の充実 ・重度訪問介護が就労・就学で利用できる制度設計
生活支援	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・介護を行う家族支援の充実 ・移動手段の制約に対応するためのドアツードア支援 ・外出機会を制限しない、ガイドヘルパーの確保
障害者施設	・地域が必要とする障害者施設の誘導的な整備 ・重度障害者向け等の支援困難者に対応する施設の充実 ・施設における業務の効率化による人手不足解消の推進 ・障害福祉サービスの地域特性を踏まえた提供体制の最適化 ・短期間・行動障害に対応できるヘルパーの確保 ・有資格者の確保・処遇改善による人材確保 ・グループホームの受入体制と契約条件の標準化・調整 ・高齢化・重度化・多様化ニーズへの対応
災害対策	・避難情報等の発信 ・障害者が安心して避難できる避難所受け入れ態勢の構築 ・避難所に避難できない方への支援
障害児支援	・重症心身障害児及び医療的ケア児の支援体制の構築 ・発達障害に係る相談支援の充実 ・障害児の切れ目のない支援体制の構築 ・医療的ケア児等コーディネーターの人材確保・インクルージョン推進のための体制構築
権利擁護	・障害理解の推進 ・虐待防止及び差別解消のための研修及び啓発の充実 ・虐待・差別のグレーゾーンにおける対応機関の役割整理と連携強化

だい しょう けいかく きほんてき かんが かた 第3章 計画の基本的な考え方

1 きほんもくひょう 基本目標

ほんけいかく ぜんけいかく はちおうじ ししょうがいしゃけいかく だい きしょうがいふくしけいかく だい
本計画では、前計画である「八王子市障害者計画・第6期障害福祉計画・第
2期障害児福祉計画」の基本目標 “全ての障害者が、必要な支援を受け、社会
さんか ちいき あんてい じゅうじつ じりつせいかつ けいしょう
参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり” を継承し、
しょうがい うむ わ へだ ちいき あんしん じゅうじつ せいかつ
障害の有無によって分け隔てられることなく、地域で安心して充実した生活が
おく しゃかい じつげん めざ
送られる社会の実現を目指してきました。

ほうしん くに しょうがいしゃきほんけいかく きほんりねん きょうせいしゃかい じつげん
この方針は、国の「障害者基本計画」の基本理念である“共生社会の実現”
や、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」にて“地域
ほんし きほんこうそう きほんけいかく はちおうじみらい ちいき
づくり”を推進していく考え方と合致していることから、今回の中間見直しに
かんが かた がっち こんかい ちゅうかんみなお
おいても、これまでの基本目標を継承し、引き続きその実現に向けた取組を
きほんもくひょう けいしょう ひ つづ じつげん む とりくみ
すすんでいきます。

きほんもくひょう 【基本目標】

すべ しょうがいしゃ ひつよう しえん う
全ての障害者が、必要な支援を受け、
しゃかいさんか ちいき あんてい
社会参加し、地域で、安定し、
じゅうじつ じりつせいかつ
充実した自立生活ができるまちづくり

2 きほんほうしん 基本方針

きほんもくひょうじつげん すべ しょうがいしゃ ちいき とくせい
基本目標実現のためには、全ての障害者が、それぞれの地域ごとの特性や、
じじょう そく しえん う みずか はんだん せんたく しゅたいてき せいかつ おく
それぞれの事情に則した支援を受け、自ら判断し、選択し、主体的な生活を送
ることができ環境を整備し、障害のある人もない人も、全ての人が、障害
かんきょう せいび しょうがい ひと ひと すべ ひと しょうがい
の有無によって分け隔てられることなく、共に生き、共に創り出す社会を築くこ
うむ わ へだ とも い とも つく だ しゃかい きず
とが必要で。

しゃかい きず ほんし けんいき かた けんいき しえん
この社会を築くため、本市では圏域のあり方や、その圏域ごとの支援について

けんとう しょうがいしゃ にちじょうせいかつ いとな うえ しょうへき じよきよ つと
検討し、障害者が日常生活を営む上でのあらゆる障壁の除去に努め、
しょうがいしゃ じりつ ちいき あんしん く ちいき おこな しょうがい
障害者が自立し、地域で安心して暮らしていく地域づくりを行い、障害のあ
ひと ひと まな はたら ささ かんきょう せいび
る人となない人がともに学び、働き、支えあうことができる環境を整備すること
ひつよう かんが ほんけいかく たつせい つぎ きほんほうしん
が必要と考え、本計画において、これらを達成するため、次の3つの基本方針
さだ しょうがいふくしせさく すいしん
を定め、障害福祉施策を推進していきます。

なお、これらの推進にあたっては、しょうがいしゃほんにん かぞく しえんしゃ
事業者、行政など、それぞれの立場の視点も必要です。しょうがい じゅうとかぼうし
じぎょうしゃ ぎょうせい たちば してん ひつよう しょうがい じゅうとかぼうし
事業者、行政など、それぞれの立場の視点も必要です。障害の重度化防止、
そうきはっけん りょういく ぎゃくたいぼうし かぞく せいかつ まも さまざま してん
早期発見や療育へのつなぎ、虐待防止、家族の生活も守るといった様々な視点
つう かだい しんこくか まえ だんかい ひつよう しえん よぼうてき とりくみ
を通じて、課題が深刻化する前の段階から必要な支援につなげる予防的な取組
すす しみん じぞくてき きょうせいしゃかい めざ せいかつかだい
を進め、すべての市民にとっての持続的な共生社会を目指し、生活課題の
しんこくか ふせ よぼうがたふくしぎょうせい すす
深刻化を防ぐ予防型福祉行政を進めてまいります。

(1) あんしん く ちいき 安心して暮らせる地域づくり

く
暮らしやすさ

ちいきせいかつ いこう じりつ く しえん かんきょう せいび
～地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備
ちいき しゃかい いちいん そんちよう じぶん く おも すべ
地域で社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしたいと思うことは、全
ひと ねが しょうがいしゃ びょういん しせつ ちいきせいかつ いこう す な
ての人の願いです。障害者が病院や施設から地域生活へ移行し、住み慣れた
ちいき じりつ あんしん く ふくし ほけん いりよう しえん
地域で、自立し安心して暮らしていくために、福祉・保健・医療にかかる支援や、
そうだん じょうほう にちじょうせいかつ ひつよう ていきよう あんしん く ち
相談・情報などの日常生活に必要なサービスを提供し、安心して暮らせる地
いき めざ
域づくりを目指します。

(2) まな はたら しゃかいさんか ちいきしゃかい ともに学び、働き、社会参加できる地域社会に

じぶん
自分らしさ

きょういく ろうどう しゃかいかつどう さんか しえん たいせい じゅうじつ
～教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実
しょうがい う む しょうがい じつげん
障害の有無にかかわらず、いきいきと暮らしていける社会の実現のためには、
しょうがいしゃひとり こせい のうりよく はつき かつやく ば も せいかつ
障害者一人ひとりが、個性と能力を発揮した活躍の場を持って生活できる
きょうせいしゃかい じつげん ひつよう しゃかい こうせい いちいん しょうがい ひと
共生社会の実現が必要です。社会を構成する一員として、障害のある人もない
ひと まな はたら しゃかいさんか ちいきしゃかい じつげん がくしゅう
人も、ともに学び、働き、社会参加できる地域社会を実現していくために、学習
かんきょう しゅうろうかんきょう せいび ちいきかつどう げいじゅつかつどう
環境・就労環境を整備するとともに、地域活動、スポーツ・芸術活動などへ
さんか しえん しゃかいさんか すいしん
の参加を支援し、社会参加を推進します。

(3) ともに支えあえる地域社会の実現を

～地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護

障害者が地域で安心して暮らすためには、地域の理解は何よりも大切であり、
私たち一人ひとりが、障害について理解を深めることにより、差別や偏見は解
消されます。障害のある人もない人も地域でともに支えあう社会を築いてい
くために、障害者同士や地域の方々との交流を推進していきます。

つながり

3 基本方針を支える柱（目指す姿）

障害者計画では、基本方針を達成するため、基本方針を支える柱を次の5つ
に設定し、各種障害福祉施策を体系的に整理し取り組んでいきます。

柱1：一人ひとりに応じた適切な支援

- ・本人が希望する生活の実現に向け、障害者とその家族が身近な場所で相談
できる体制の充実を図ります。
- ・障害者やその家族が安心した生活を営むことができるよう、保健・医療・
福祉が連携し、一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

柱2：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

- ・病院施設の入所者が地域生活へ移行し継続して暮らし続けられるよう、
障害福祉の充実を図ります。
- ・医療的ケアや肢体不自由の障害者（児）、発達障害児への支援の充実を図
るとともに、地域で包括的な支援が受けられる体制づくりを推進します。
- ・障害者が地域で自立した生活ができるよう、各種制度や手当に関する情報
発信・周知により利用を促すとともに、支援の充実を図ります。

柱3：地域で支えあい、活躍できる環境整備

- ・働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、働き

つづ 続けられるよう就労支援体制の充実を図ります。

- ・ 障害者が適切な教育を受けられるよう、教育環境を整備するとともに、誰でも学べる学習環境の充実を図ります。

- ・ 障害者がその適性を活かし、地域活動、スポーツ・芸術活動に参加できる環境づくりを推進します。

はしら 柱4：インクルーシブ社会の推進

- ・ 障害理解について、幅広く市民への普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、障害を理由とする差別の解消や、権利擁護のさらなる推進、虐待の防止に努めます。

- ・ 障害者が地域とつながり、支えあい、地域で暮らすことができるよう、障害への理解を深めるための交流の場や、障害福祉に携わるボランティア活動の環境の整備を推進します。

- ・ 障害のある人もない人も気軽に外出し、地域で安心して生活できるよう、公共交通機関や道路、建築物等のハード面と、情報提供、意思疎通の支援等のソフト面の両面からバリアフリー化のさらなる推進を図ります。

はしら 柱5：質の高い生活環境の提供

- ・ 障害者が地域で安全・安心な生活ができるよう、防災・防犯対策のさらなる充実を図ります。

- ・ 利用者の一人ひとりに応じた良質なサービスを選択できるよう、障害者施設における福祉サービス及び福祉人材の質の向上を図ります。

- ・ 障害者の地域生活を支えるため、居住環境と日中活動の場の整備を図ります。

だい しょう しょうがいしゃけいかく しさく てんかい
第4章 障害者計画(施策の展開)

しょうがいしゃ と ま じょうきょう ねんねんへんか しょうがいしゃ ぞうか しょうがい じゅうどか
障害者を取り巻く状況は年々変化し、障害者の増加や障害の重度化、そして
しょうがいしゃ かぞく こうれいか こんご すす かんが
障害者とその家族の高齢化は、今後さらに進んでいくと考えられます。

し は、これらの じょうきょう たいおう ちいき かんけいきかん れんけい ちいき
市は、これらの状況に対応するため、地域の関係機関と連携し、地域とのつな
がり強化するとともに、ちゅうかくし ゆう けんげん かつよう しょうがいふくし
中核市として有する権限を活用して障害福祉サービス
の質の向上や支援体制の充実を進めることで地域課題の解決を図りながら、
しつ こうじょう しえんたいせい じゅうじつ すす ちいきかだい かいけつ はか
質の向上や支援体制の充実を進めることで地域課題の解決を図りながら、
こんご みす しょうがいししさく じっし じょうほうしゃかい はってん じだい へんか
今後を見据えた障害者施策を実施し、情報化社会の発展など、時代の変化にも
たいおう ひつよう
対応していく必要があります。

しょうがいしゃけいかく よ なか じょうきょう てきかく とら さまざま りようしゃ
障害者計画においては、世の中の状況を的確に捉え、様々な利用者のニーズに
じゅうなん たいおう しさく てんかい もくひょう たっせい とりくみ つぎ
柔軟に対応した施策を展開し、目標を達成するための取組として、次のとおりそ
れぞれの柱の下に施策項目を設定し、障害福祉施策に取り組んでいきます。

さんこう ちゅうかくし
参考 中核市とは

ちゅうかくし じんこう まんにんじょう ようけん み せいれい してい し じゅうみん
中核市は、人口20万人以上などの要件を満たし、政令で指定された市です。住民
みぢか ぎょうせい しゅたいてき そうごうてき じっし とどうふけん
に身近な行政サービスをより主体的かつ総合的に実施できるよう、都道府県が
にな じむ けんげん いちぶ いじょう ほけんえいせい ふくし かんきょう
担っている事務・権限の一部が移譲されています。保健衛生、福祉、環境、まちづくり
など幅広い分野において、ちいき じつじょう おう しさく みずか はんたん せきにん もと
地域の実情に応じた施策を、自らの判断と責任の下で
じっし とくちよう
実施できることが特徴です。

しょうがいふくし がんや しんたいしょうがいしゃてちよう こうふ しょうがいふくし じぎょうしょ
障害福祉分野では、身体障害者手帳の交付をはじめ、障害福祉サービス事業所や
しょうがいじつうしよ しえんじぎょうしよとう してい しどうかんとく かん けんげん ゆう
障害児通所支援事業所等の指定・指導監督に関する権限を有しています。そのため、
しょうがいしゃ しえん みぢか ぼしよ じっし じぎょうしょ てきせい うんえい かくほ しえん
障害者への支援を身近な場所で実施できるほか、事業所の適正な運営の確保や支援
の質の向上に向けた取組を推進することができます。

こんかい ちゅうかんみなお ほんし ちゅうかくし けんげん かつよう しょうがい
今回の中間見直しにおいて、本市では、中核市としての権限を活用し、障害の
じゅうどか しょうがいしゃ こうれいか たいおう いりようてき ひつよう ひと しえん ふくしじんざい
重度化・障害者の高齢化への対応、医療的ケアが必要な人への支援、福祉人材の
かくほ ていちゃく ちいきかだい かいけつ とく しょうがいしゃ す な ちいき
確保・定着などの地域課題の解決に取り組むとともに、障害者が住み慣れた地域で
あんしん く つづ かんきょう すいしん
安心して暮らし続けられる環境づくりを推進していきます。

掲載箇所は要検討

ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	しさくこうもく 施策項目
はしら 柱1 ひとりひとりに応 じた適切な支援	そうだんたいせい きょうか ①相談体制の強化	1 ちい きせいかつしえんきよてんとう うんよう 地域生活支援拠点等の運用
		2 しょうがいしゅ じゅうじつ 障害者ケアマネジメントの充実
		3 にちじょうせいかつ かん そうだん じょうほうていきょうたいせい 日常生活に関する相談・情報提供体制の かくじゅう 拡充
		4 しょうがいしゅ たいさく 障害者ひきこもり対策
		5 じゅうたくせつ びかいぜん かん そうだん じゅうじつ 住宅設備改善に関する相談の充実
		6 ライフステージに即した支援の充実
	ほけん いりよう ②保健・医療サービスの じゅうじつ 充実	7 ほけん ふくし じゅうじつ 保健福祉サービスの充実
		8 そうき はっけん そうきちりょうたいせい せいび 早期発見・早期治療体制の整備
		9 いりようれんけい すいしん 医療連携の推進
		10 きゅうきゅういりようたいせいたう じゅうじつ 救急医療体制等の充実
		11 いりよう せいび 医療の整備
		12 いりようひ たい しえん 医療費に対する支援
		13 ふくし ほけん いりよう れんけいたいせい すいしん 福祉・保健・医療の連携体制の推進

ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	しさくこうもく 施策項目
はしら 柱2 ちいき 地域サービスの じゅうじつ ちい きせいかつ 充実・地域生活 への移行支援	ちい きせいかつ いこう ①地域生活への移行	14 びょういん しせつとう ちい きせいかつ いこうすいしん 病院・施設等から地域生活への移行推進
		15 どうじしやかつどう しえん 当事者活動の支援
		16 きょじゅうしえんじぎょう じゅうじつ 居住支援事業の充実
	しょうがいじ ていきょう ②障害児のサービス提供 たいせい こうちく 体制の構築	17 しょうがいじ しえん じゅうじつ 障害児への支援の充実
		18 じゅうしょうしんしんしょうがいじ いりようてき じ しえん 重症心身障害児・医療的ケア児への支援
		19 はったつしょうがいじ しえん 発達障害児への支援
		20 なんちようじ しえん 難聴児への支援
		21 しょうがいじほいく じゅうじつ 障害児保育の充実
		22 しょうがいじ ほうか ごかつどう よ か しえん じゅうじつ 障害児の放課後活動(余暇支援)の充実
	ちい き せいかつ ③地域で生活するための	23 ホームヘルプサービス等介護給付の充実 とうかいごきゅうふ じゅうじつ

	たいせいせいび 体制整備	24 ガイドヘルパー等派遣事業の拡充 とうはけんじぎょう かくじゅう
		25 訪問入浴サービスの推進 ほうもんにゅうよく すいしん
		26 一時保護施設の拡充 いちじほ ごしせつ かくじゅう
		27 緊急一時保護(家庭)の実施 きんきゅういちじほ ご かてい じっし
		28 機能回復訓練事業の実施 きのうかいふくくんれんじぎょう じっし
		29 日常生活用具の給付・補装具費の支給 にちじょうせいかつようぐ きゅうふ ほそうぐひ しきゅう
		30 心身障害者や難病患者への福祉手当の支給 しんしんしょうがいしゃ なんびょうかんじゃ ふくしてあて しきゅう
		31 障害者の家族のネットワークづくりの促進 しょうがいしゃ かぞく そくしん
		32 介護を行う家族支援の充実 かいご おこな かぞくしえん じゅうじつ
		33 障害者が暮らしやすい住宅の整備 しょうがいしゃ く じゅうたく せいび
		34 住宅設備改善の給付 じゅうたくせつびかいぜん きゅうふ
		35 社会参加への環境整備 しゃかいさんか かんきょうせいび
		36 情報機器の活用 じょうほうき き かつよう
		37 重層的支援体制の強化 じゅうそうてきしえんたいせい きょうか

ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	しさくこうもく 施策項目
はしら 柱3 ちいき ささ 地域で支えあ い、かつやく 活躍できる かんきょうせいび 環境整備	しょうがいしゃしゅうろう ①障害者就労のさらなる そくしん 促進	38 じょうほうていきょう そうだんきの う きょうか 情報提供・相談機能の強化
		39 しゅうろう こうちく 就労ネットワークの構築
		40 しゅうろういこうしえんしせつとう かつよう 就労移行支援施設等の活用
		41 こべつ いこうしえんけいかく かつよう 個別移行支援計画の活用
		42 しゅうろうていちやく すいしん 就労定着の推進
		43 きぎょう けいはつおよ しゅうろう こよう かくだい 企業への啓発及び就労・雇用の拡大
		44 つうしよしせつ ふくしてきしゅうろう そくしん 通所施設での福祉的就労の促進
		45 こよう しさく れんけい じゅうどししょうがいしゃとう 雇用施策との連携による重度障害者等への 就労支援
	とも まな がくしゅうかんきょう ②共に学べる学習環境の すいしん 推進	46 つうじょうがつきゅう しえん じゅうじつ 通常学級における支援の充実
		47 つうじょうがつきゅう しょうがいり かい すいしん 通常学級における障害理解の推進
		48 しゅうがくまえ りょういく じゅうじつ 就学前の療育の充実
		49 とくべつしえんがつきゅう じゅうじつ 特別支援学級の充実
		50 こうとうきょういく きかい かくほ 高等教育の機会の確保
		51 こうざ こうしゅう う かんきょうせいび 講座・講習を受けるための環境整備
		52 じしゅてき がくしゅうかつどう おこな ば ていきょう 自主的な学習活動を行うための場の提供
		53 じゅうどししょうがいしゃ だいがくしゅうがくしえん 重度障害者への大学修学支援
	③スポーツ・芸術活動の すいしん 推進	54 イベントなど かつどう そくしん イベント等による活動の促進

ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	しさくこうもく 施策項目
はしら 柱4 インクルーシブ しゃかい すいしん 社会の推進	しょうがいり かい さべつかいしょう ① 障害理解、差別解消、 ぎゃくたいぼうし けんりようご 虐待防止、権利擁護のさ らなるすいしん 推進	55 しょうがいり かい かん きょういく すいしん 障害理解に関する教育の推進
		56 けんりようご すいしん 権利擁護の推進
		57 せいねんこうけんせいど りようそくしん 成年後見制度の利用促進
		58 さいはんぼうし すいしん 再犯防止の推進
	ちいき ささ せいかつ ② 地域で支えあえる生活 かんきょう すいしん 環境の推進	59 こうりゅうかつどう すいしん 交流活動の推進
		60 さんか かんきょうせいび ボランティア参加のための環境整備
	③ バリアフリーしゃかい すいしん 社会の推進	61 か そくしん バリアフリー化の促進
		62 いどうかんきょう せいび 移動環境の整備

ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	しさくこうもく 施策項目
はしら 柱5 しつ たか せいかつ 質の高い生活 かんきょう ていきょう 環境の提供	ぼうさい ぼうはんたいさく れんけい ① 防災・防犯対策の連携・ きょうか 強化	63 ぼうさいたいさく すいしん 防災対策の推進
		64 ふくしひなんじょ せいび 福祉避難所の整備
		65 ぼうはんたいさく すいしん 防犯対策の推進
	ふくし しつ ② 福祉サービスの質の こうじょう 向上	66 ふくしかんけいしゃ ししつこうじょう 福祉関係者の資質向上
		67 ふくしじんざい かくほ 福祉人材の確保
	しょうがいしゃし せつ せいび じゅうじつ ③ 障害者施設整備の充実	68 きょじゅうしせつとう せいび 居住施設等の整備
		69 きょうせいがた じぎょうしょ せいび 共生型サービス事業所の整備
		70 りょういく せいび 療育の整備

はしら ひとり おう てきせつ しえん 柱1 一人ひとりに応じた適切な支援

① そうだんたいせい きょうか 相談体制の強化

しさく 施策1

ちい きせいかつ しえん きよてんとう うんよう 地域生活支援拠点等の運用

げんじょう 現状

- 障害者の高齢化・障害の重度化や「親亡き後」を見据え、地域の関係機関を活かし、障害者の日常生活を支援するためのネットワークを円滑に活用するため、きよてんきょうりよくじぎょうしよ きよてん一を設置。その中で、すべての要求に応じられる相談支援体制が必要になっている。

とりくみ 取組

- グループホームなど、地域の社会資源を活かし、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活が困難になるリスクが高い方(世帯)の把握に努めるとともに障害者の日常生活の支援を図っていきます。
- 令和7年度に開設した基幹相談支援センターにおいて地域の相談支援体制を強化するとともに、拠点協力事業所の充実により、地域資源とのネットワーク強化に取り組んでいきます。
- 緊急時の受け入れ態勢について、より安定し、ニーズに即した緊急対応がとれる体制構築を進めていきます。

しさく 施策2

しょうがいしや じゅうじつ 障害者ケアマネジメントの充実

げんじょう 現状

- サービス等利用計画作成のセルフ率が非常に高い。
- 相談支援専門員が不足し、計画相談のサービスを希望する方が十分に利用することができていない。

とりくみ 取組

- 令和7年度に開設した基幹相談支援センターにおいて、事業所の人材育成や事業運営のスーパーバイズを行うことで、相談支援事業所の運営力を強化し、相談を希望する利用者がサービスに繋がりやすい環境づくりに努めます。
- 地域における障害者の自立と社会参加を支援するため、サービス等利用計画の策定時に個々の利用状況を把握し、必要に応じて内容の調整や見直しを行い、サービスの向上を図ります。

しさく 施策3

にちじょうせいかつ 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充

げんじょう 現状

- はちまるサポートや高齢者あんしん相談センターなどの設置により、複雑化した生活の困りごとにも対応できる相談環境が整ってきているが、障害分野の相談を総合的に対応できる相談窓口が必要とされている。
- 相談支援専門員が不足しており、障害福祉サービス等の相談に十分応えられていない。
- 医療機関、児童発達支援センター及び発達障害児支援室において、障害児の発達相談を受けている。
- 福祉サービスやその他様々な制度についての情報が必要な人に十分に行き渡っていない。
- 高次脳機能障害のように外見から分かりにくく複合的な支援を要する障害では、支援の必要性が周囲に理解されにくく、適切な支援につながらない場合があり、障害の特性を踏まえた対応が必要である。

とりくみ 取組

- 基幹相談支援センターにおいて、障害分野の支援者支援にも対応した総合的な相談支援体制の構築を進めます。
- 保健、医療、教育、労働、児童、高齢等の他分野とも連携し、ライフステージに即した、包括的な相談支援体制を構築します。
- 相談支援専門員の人材確保及び研修の実施、事業運営へのスーパーバイズにより、相談・情報提供機能のさらなる向上を図り、サービス利用の計画相談の利用者を増やします。
- 権利擁護、地域移行、就労支援、児童支援、地域継続、緊急一時支援、福祉事業所、防災など分野ごとの地域課題の抽出を障害者地域自立支援協議会と共に行い、課題解決に向けた体制づくりに努めます。
- はちまるサポートを通じた専門支援の強化や、住民ネットワークの構築により、障害者の生活課題の把握から早期支援につなげ、スムーズな問題解決を目指します。
- 様々な障害者からの多様な相談に対応できるよう、地域の障害者団体などとの連携を強化します。
- 障害児の一貫した発達についての相談を受けるとともに、児童期から成人期への移行においても切れ目のない支援につながるよう、関係機関との情報共有及び連携を推進します。また、増加・複雑化する相談ニーズに対応するため、医療・福祉・教育等が連携するワンストップ型の相談支援体制の整備を検討します。
- 市で発行している福祉のしおりや、市ホームページなどを活用し、必要な人に必要な情報が行き届くよう情報発信をしていきます。

～コラム～

「障害者地域自立支援協議会」とは？

はちおうじし 八王子市では、ほんにん 本人のいこう 意向に基づいた必要なしょうがい 支援を受け生涯 すべての場合において、じりつ 自立したにちじょうせい 日常生活を営むことができるしゃかい 社会をこうちく 構築するためのきょうぎ 協議の場として、「しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい 障害者地域自立支援協議会」をへいせい 平成23年（2011年）3月にせっち 設置しています。きょうぎかい 協議会では、だれ 誰もががしょうがい 障害の有無やねん 年齢、せいべつ 性別によってわけ 隔てられることなく、ちいきしゃかい 地域社会でともにささ 支えあい、あんしん 安心してくら 暮らせるまちづくりをめざし、ほけん 保健、いりよう 医療、ふくし 福祉、きょういく 教育、ろうどう 労働などのぶんや 分野でさまざまなひと 人やきかん 機関とれんけい 連携し、そうだんしえんたいせい 相談支援体制のじゅうじつ 充実などをはか 図り、ちいきかだい 地域課題解決、しょうがいとうじしゃ 障害当事者からのこえ 声をぎょうせい 行政へつな 繋げるやくわり 役割を果たしています。

また、きょうぎかい 協議会には、せんもんぶかい 専門部会として、つぎ 次の5つのぶかい 部会があり、それぞれのテーマについて、ちようさ 調査やけいはつ 啓発、し 市のしょうがいしゃしさく 障害者施策のとりくみ 取組に対するけんとう 検討など、はばひろく 幅広くかつどう 活動しています。

そうだんしえんちいきこうぶかい 相談支援地域移行部会

しゅうろうしえんぶかい 就労支援部会

こどもぶかい 子ども部会

けんりようごすいしんぶかい 権利擁護推進部会

ちいきけいぞくしえんぶかい 地域継続支援部会

しさく 施策4

しょうがいしゃ 障害者ひきこもり対策 たいさく

げんじょう 現状

- はつたつしょうがいしえんしつ 発達障害児支援室においてみしゅうがく 未就学のしょうがい 障害児およびしゅうがくじ 就学児（ふとうこうじどう 不登校児童を含む）のりょういく 療育をじっし 実施し、そうき 早期対応により、ひきこもりのぼうし 防止に取り組んでいる。
- ちいき 地域とのつながりがなく、かぞく 家族のみでしょうがいしゃ 障害者をささ 支えていると、ひきこもりがちようきか 長期化する傾向がある。

とりくみ 取組

- かぞく 家族、ぎょうせい 行政、いりようきかん 医療機関、ふくし 福祉施設、がっこう 学校、ちいき 地域などとのれんけい 連携や、そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所のかつよう 活用により、そうだんしえん 相談支援・じょうほうていきよう 情報提供をはか 図ります。
- ちいき 地域とのつながりがすく 少ないしょうがいとうじしゃ 障害当事者やかぞく 家族をしょうがい 支援するため、いりようきかん 医療機関へのじゅしんどう 受診等につなげていきます。

し さいく 施策5 じゅうたくせつびかいぜん かん そうだん じゅうじつ 住宅設備改善に関する相談の充実

げんじょう 現状

- じゅうたくせつび かいぜん ひつよう ひと 住宅設備の改善を必要としている人がいる。

とりくみ 取組

- せ こうぎょうしゃ だんたい おこな す そうだんかい かんけいしょかん れんけい そうだんき かい 施工業者による団体が行っている住まいのなんでも相談会など、関係所管と連携し、相談機会の提供を進めていきます。
- し はっこう ふくし し ホームページをはじめ、さまざま しゅほう かつよう せいど しゅうち じょうほうはっしん 情報発信をしていきます。

し さいく 施策6 そく し えん じゅうじつ ライフステージに即した支援の充実

げんじょう 現状

- しょうがいしゃ そく そうごうてき そうだんし えんたいせい せいび じゅうぶん 障害者のライフステージに即した総合的な相談支援体制の整備が十分ではない。

とりくみ 取組

- しょうがいしゃおよ しょうがいしゃ かぞく たい そく し えん じつげん そうだん そうごうてき う 障害者及び障害者の家族に対して、ライフステージに即した支援の実現のため、相談を総合的に受け付けることができる体制の整備を図ります。

② ほ けん いりよう じゅうじつ 保健・医療サービスの充実

し さいく 施策7 ほ けん ふくし じゅうじつ 保健福祉サービスの充実

げんじょう 現状

- ほ けん し えいようし し か えいせいし けんこう そうだんとう ひつよう ひと 保健師・栄養士・歯科衛生士による健康づくりの相談等を必要としている人がいる。

とりくみ 取組

- ほ けん ふくし ひ つづ けんこう かん そうだんとう じつし 保健福祉センターにおいて、引き続き健康に関する相談等を実施していきます。

しさく 施策8

そう きはっけん そう きちりょうたいせい せいび 早期発見・早期治療体制の整備

げんじょう 現状

- 市民を対象とした各種健診(検診)を実施しているが、このことに対する相談体制は十分ではない。

とりぐみ 取組

- 障害者の健診(検診)の受診に関する相談体制について、対応できる支援の充実を図ります。

しさく 施策9

いりょうれんけい すいしん 医療連携の推進

げんじょう 現状

- 地域の医療機関に対し、障害理解の促進に向けた周知・啓発活動が十分ではない。
- 障害者支援施設、共同生活援助事業所が、協力歯科医療機関を定めることの義務化を実施している。

とりぐみ 取組

- 八王子市中核病院(東京医科大学八王子医療センター及び東海大学医学部付属八王子病院)と一般病院、診療所との連携を進めるとともに、地域の医療機関における障害理解の促進や支援体制の構築を図ります。
- 小児・障害メディカルセンター内の障害者歯科診療所を中心とした、障害者歯科医療連携を推進します。

しさく 施策10

きゅうきゅういりょうたいせいでん じゅうじつ 救急医療体制等の充実

げんじょう 現状

- 夜間救急診療室の運営のほか、障害の有無に関わらず、救急医療体制を整備している。

とりぐみ 取組

- 継続的な救急医療体制を確保するため、八王子市医師会等と連携を図ります。

しさく 施策11 いりよう せいび
医療の整備

げんじょう
現状

- 成人期の医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のための医療体制が十分ではない。
- 小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療所等の充実を図るため、小児障害外来の事業費の一部を補助している。

とりくみ
取組

- 医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のために、医療機能と地域の障害福祉事業所等と連携を図り、スムーズな受け入れ体制を整えていきます。
- 小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療の受け入れ等の充実を図ります。

しさく 施策12 いりようひ たい しえん
医療費に対する支援

げんじょう
現状

- 障害者医療費助成を行っているが、十分な状況には至っていない。

とりくみ
取組

- 障害の種別程度にあった医療費の助成を行います。
- 市で発行している福祉のしおりや、市ホームページをはじめ、様々な手法を活用し、制度の周知など情報発信をしていきます。

しさく 施策13 ふくし ほけん いりよう れんけいたいせい すいしん
福祉・保健・医療の連携体制の推進

げんじょう
現状

- 福祉・保健・医療の各機関が必要に応じて連絡調整を図っているが、さらなる連携が必要である。

とりくみ
取組

- 福祉・保健・医療の連携のみならず、他機関とも連携し、困難ケース等の解決に向けて重層的な支援を行っています。

はしら ちいき じゅうじつ ちいきせいかつ いこうしえん
柱2 地域サービスの充実・地域生活への移行支援

ちいきせいかつ いこう
① 地域生活への移行

しさく 施策14 びょういん しせつとう ちいきせいかつ いこうすいしん
病院・施設等から地域生活への移行推進

げんじょう
現状

- びょういん しせつ ちいきしゃかい そうごうてき しえんたいせい そうだんまどぐち もと
● 病院・施設と地域社会をつなぐ総合的な支援体制・相談窓口が求められている。
- しょうがいしゃ ちいきせいかつ いこう すず さまざま よういん かだい かんけいしゃ そうご きょうゆう
● 障害者の地域生活への移行を進めるにあたり、様々な要因や課題を関係者が相互に共有することが求められている。
- しょうがい じゅうどか しょうがいしゃ こうれいか ちいきしゃかい う い むすか
● 障害の重度化・障害者の高齢化により地域社会での受け入れが難しくなっている。
- しょうがいしゃ あんしん ちいきしゃかい く ちいきじゅうみん りかい ひつよう
● 障害者が安心して地域社会で暮らしていくためには、地域住民のさらなる理解が必要となっている。

とりくみ
取組

- しゃかいてきにゆういんしゃ しせつにゆうしやとう ちいきせいかつ いこう ていちゃく すいしん ちいき ささ きょじゅう
○ 社会的入院者、施設入所者等の地域生活への移行・定着を推進するため、地域の支えあいや居住
の場・日中活動の場の整備とサービスの向上を 働きかけます。
- じゅうど じゅうふくしょうがいしゃむ いりようてき しえんこんなんしゃむ しょうがいしゃしせつ せいびそくしん と く
○ 重度・重複障害者向けや医療的ケアといった支援困難者向け障害者施設の整備促進に取り組み、
地域生活への移行を推進します。
- き かんそうだんしえん しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいとう きょうどう びょういん しせつ
○ 基幹相談支援センターにおいて、障害者地域自立支援協議会等と協働するとともに、病院や施設
関係者、地域の支援者との情報共有や研修の相互参加など、連携を強化することで、地域生活への
移行を推進します。
- じりつせいかつ む くんれんしせつとう ひ つづ かつよう
○ 自立生活に向けた訓練施設等を引き続き活用します。
- ちいきせいかつ いこうしえん かつどう すいしん はか
○ 地域生活への移行支援のためのピアサポート活動の推進を図ります。

しさく 施策15 とうじしゃかつどう しえん
当事者活動の支援

げんじょう
現状

- さまざま りゆう なや しょうがいしゃ たい そうだんしえんじぎょうしよ おごな じゅうよう
● 様々な理由により悩む障害者に対して、相談支援事業所などがピアサポートを行っているが、需要
に追い付いていない。

とりくみ
取組

- しょうがいふくし じぎょうしよ こよう そくしん しょうがいたうじしゃかつどう しえん じゅうじつ
○ 障害福祉サービス事業所のピアサポーター雇用を促進するなど、障害当事者活動の支援を充実し
ていきます。
- とうきょうと じっし けんしゅうとう かつよう とうじしゃかつどう しえん じゅうじつ はか
○ 東京都が実施するピアサポート研修等を活用し、当事者活動への支援の充実を図ります。

しさく 施策16 きょじゅうし えんじぎょう じゅうじつ 居住支援事業の充実

げんじょう 現状

- 障害者の居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援を行っているが、入居が困難となるケースもある。

とりくみ 取組

- 関係機関等と連携し、居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援の充実を図ります。
- 不動産会社等に障害者の地域での生活について、理解を働きかけていきます。
- 居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の支援を進めていきます。

② しょうがいじ 障害児のサービス ていきょうたいせい 提供体制の こうちく 構築

しさく 施策17 しょうがいじ 障害児への しえん 支援の じゅうじつ 充実

げんじょう 現状

- 成長に応じた切れ目のない支援を行うため、1歳半健診等で「はちおうじっ子マイファイル」を配付している。
- 障害児の一貫した発達について、相談する場が十分ではない。
- 児童発達支援センターは、障害児及び家族への支援のほか、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能や地域のインクルージョンの推進など4つの中核機能が求められている。

とりくみ 取組

- 相談窓口をまとめたはちおうじっ子の相談窓口を配布し、相談先の周知を図ります。
- 児童発達支援センターのほか、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と連携し、既存の地域資源を活用した面的な支援体制の整備により、地域全体で中核的支援機能を確保し、全ての子どもが障害の有無に関わらず共に成長するための移行支援や地域のインクルージョンを充実していきます。
- 障害者地域自立支援協議会子ども部会において、地域におけるインクルージョン推進に向けた現状や課題の把握を行い、必要な支援体制の整備や施策の推進に取り組めます。

しさく 施策18 じゅうしょうしんしんしょうがいじ いりようてき じ しえん
重症心身障害児・医療的ケア児への支援

げんじょう
現状

- 医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、ライフステージを通じた継続的な支援の確保が求められている。
- 重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ない。
- 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等の相談を実施している。

とりくみ
取組

- 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにその家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児の相談窓口には、医療機関と連携した核となる医療的ケア児等コーディネーターを配置するとともに、福祉施設等にも資格要件を満たしたコーディネーターを配置し、当事者及びその家族の地域社会での生活を支援します。
- 看護師等が重症心身障害児(者)等の自宅を訪問して看護を行う在宅レスパイト事業について、利用時間上限の拡大及び、家族の休養(レスパイト)に加え、就労等を目的とした利用の対象拡充について検討します。
- 重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れについて、補助制度を活用した障害福祉サービス事業を事業者へ働きかけます。
- 医療的ケア児支援検討会を通じて、関係機関との連携強化を図ります。

しさく 施策19 はったつしょうがいじ しえん
発達障害児への支援

げんじょう
現状

- 子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・横断的に対応する相談体制の整備が必要とされている。
- 発達障害児の家族等への支援体制の確保が必要である。
- 幼児教育・保育施設に公認心理師等を派遣する巡回発達相談のニーズが年々高まっている。

とりくみ
取組

- 子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・横断的に対応する相談体制の整備を図ります。
- 児童発達支援センターを地域の中核として、障害や発達に遅れのある児童に対し、その乳幼児期に適切な早期対応を行い、切れ目のない支援及び集団療育並びに家庭での子育てにかかわる相談と取り組みます。

- 発達障害児支援室(からふる)において、発達に偏りや遅れのある児童の成長を支援するため、早期発見、早期対応につながる相談や療育支援に取り組みます。
- 発達障害児の家族等を支援するため、ペアレントメンターを活用した家族同士の情報共有・交流の場を設けるとともに、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けるペアレントトレーニングを引き続き実施します。
- 幼児教育・保育施設に在園する発達障害のある、またはその疑いがある児童について、公認心理師等が具体的なアドバイスを行う巡回発達相談の充実を図ります。
- 5歳児健康診査の本格実施に向け、実施体制やフォロー体制の検証を行うとともに、専門的医療機関との連携強化や初診待機の解消に向けた取組を進めます。

し さ く 施策20 難聴児への支援

げんじょう 現状

- 難聴の発見の遅れにより、適切な支援が受けられないことがある。
- 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児について、補聴器を装用することにより、言語の獲得やコミュニケーション能力等を身に付ける効果があるため、補聴器の費用負担が求められている。

とりくみ 取組

- 新生児聴覚検査受診を促進し、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。
- 中等度難聴児を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成する事業を引き続き支援します。

し さ く しょうがいじ ほいく じゅうじつ
施策21 障害児保育の充実

げんじょう
現状

- ほいくじょ がくどうほいくじょ しょうがいじ ざいせきすう ぞう か しょうがいじ う い たか
保育所、学童保育所における障害児の在籍数が増加しており、障害児の受け入れニーズも高まっている。
- ほいくじょ ようちえん じゅんかい はつたつそうだん じっし
保育所、幼稚園での巡回発達相談を実施している。
- ほいくじょ がくどうほいくじょ しょうがいじ う い はいりょ
保育所、学童保育所において、障害児の受け入れに配慮している。

とりくみ
取組

- ほいくじょ がくどうほいくじょ ひ つづ しょうがいじ う い かくじゅう はか
保育所、学童保育所において、引き続き障害児の受け入れ拡充を図ります。
- ほいくじょ ようちえん じゅんかい はつたつそうだん かくじゅう はか かんれんき かん れんけい ほいくじゅうじしゃ
保育所、幼稚園での巡回発達相談の拡充を図るとともに、関連機関と連携し、保育従事者のスキルアップに取り組めます。
- しょうがいじ いがい じどう しゅうだんせいかつ てきおう ほいくじょうほうもんし えん かつよう はか
障害児以外の児童との集団生活の適応のため、保育所等訪問支援の活用を図ります。
- ほいくじょうほうもんし えんじぎょうしよ かくじゅう はたら
保育所等訪問支援事業所の拡充を働きかけていきます。

し さ く しょうがいじ ほう か ごかつどう よ か し えん じゅうじつ
施策22 障害児の放課後活動(余暇支援)の充実

げんじょう
現状

- ほう か ごとう じぎょうしよすう ねんねんぞう か じゅうど ちょうふくしょうがいじ たいしやう じぎょうしよすう
放課後等デイサービス事業所数は年々増加しているが、重度・重複障害児を対象とする事業所数は十分ではない。

とりくみ
取組

- じゅうど ちょうふくしょうがいじ たいしやう ほう か ごとう じぎょうしよすう かくじゅう きぞん ほじよせいど
重度・重複障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所等の拡充のために、既存の補助制度の充実を図ります。
- ほう か ごとう にっちゅういちじし えん かつよう ほう か ごかつどう じゅうじつ はか
放課後等デイサービスをはじめ、日中一時支援を活用し、放課後活動の充実を図ります。

③ ちいき せいかつ たいせいせいび 地域で生活するための体制整備

しさく 施策23 どうかいごきゅうふ じゅうじつ ホームヘルプサービス等介護給付の充実

げんじょう 現状

- しょうがい じゅうどか かいご かぞく こうれいか きていじょうきょう へんか 障害の重度化や介護する家族の高齢化、家庭状況の変化などにより、サービスのしきゅうりょう 支給量がぞうか 増加している。
- りょうしゃ ニーズに十分にじゅうぶん こた 応えられるよう、サービスのしつ しょうじょう 質の向上をはか ひつよう 図る必要がある。
- ヘルパー不足により、サービスをじゅうぶん りよう 十分に利用できていない。

とりくみ 取組

- サービスのしつ しょうじょう 質の向上にし じぎょうしゃむ けんしゅうかいさいどう つと 資するよう、事業者向けの研修開催等に努めます。
- サービス提供事業者に対し、ていきょうじぎょうしゃ たい てきせつ しどう かんけいきかん れんけい おこな など 適切な指導や関係機関との連携を行うこと等により、サービスのしつ 質の向上をはか 図ります。
- ヘルパー不足にたいおう しない じぎょうしゃ れんけい しゅうしよくそうだんかい じっし じんざい かくほ つと 対応するため、市内事業者と連携した就職相談会を実施し、人材の確保に努めます。

しさく 施策24 どうはけんじぎょう かくじゅう ガイドヘルパー等派遣事業の拡充

げんじょう 現状

- ガイドヘルパーのふそく 不足により、サービスをじゅうぶん りよう 十分に利用できていない。
- どうこうえんご いどうしえん しきゅうきじゅん うわまわ しきゅうりょう もと ばあい 同行援護、移動支援の支給基準を上回る支給量を求められる場合がある。
- ふくざつか しょうがいしゃ じゅうぶんこた ニーズに十分にじゅうぶん こた 応えられるよう、サービスのしつ しょうじょう 質の向上をはか ひつよう 図る必要がある。
- いどうしえん りよう 移動支援の利用について、たいしやう かくだいとう のぞ こえ 対象の拡大等を望む声がある。

とりくみ 取組

- どうこうえんご いどうしえん どう ようせい ちいき はけんたいせい せいび ひ つづ と 同行援護、移動支援のガイドヘルパー等の養成など、地域における派遣体制の整備を引き続き取り組んでいきます。
- しょうがいしゃ はいりよ サービスに配慮したサービスのしきゅうりょう かくほ 支給量を確保します。
- サービスをていきょう 提供する事業者に対し、じぎょうしゃ たい てきせつ しどうとう かんけいきかん れんけい おこな 適切な指導等や関係機関との連携を行うことにより、サービスのしつ 質の向上をはか 図ります。
- いどう かん 移動に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、りようたいしやうしゃ はんい そうごうてき かんてん 利用対象者の範囲など、総合的な観点からせいど さいこうちく 制度を再構築します。

し さ く 施策25 ほうもんにゆうよく すいしん
訪問入浴サービスの推進

げんじょう
現状

- ほうもんにゆうよく きぼう じゅうどしやうがいしゃ ふ
訪問入浴を希望する重度障害者が増えている。
- りようかいすう そうか りようしゃふたんがく けいげん のぞ こえ
利用回数の増加や、利用者負担額の軽減を望む声がある。

とりくみ
取組

- ざいたく じゅうどしやうがいしゃ じ からだ せいけつ けんこう い じ ほうもんにゆうよく じぎよう すいしん ざいたくふくし
在宅の重度障害者(児)の身体の清潔と健康維持のため、訪問入浴サービス事業を推進し、在宅福祉の向上に努めます。
- にゅうよく かん しえん りよう そうごうてき かんてん せいど けんとう
入浴に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、総合的な観点から制度を検討します。

し さ く 施策26 いちじ ほ ごしせつ かくじゅう
一時保護施設の拡充

げんじょう
現状

- いちじ ほ ごしせつ かず きんねんふ しせつ りよう たいおう じゅうばん
一時保護施設の数近年増えておらず、施設の利用ニーズへの対応についても十分とはいえない。
- せいしんしょうがいしゃ いりようてき ひつよう かた きやうどうどうしやうがい じやうたい かた う い しせつ
精神障害者や医療的ケアを必要とする方、強度行動障害の状態にある方の受け入れができる施設が少ない。

とりくみ
取組

- グループホームなどに対し、いちじ ほ ごしせつ きのう したら おこな
一時保護施設としての機能をもたせるための働きかけを行います。
- きぞん いちじ ほ ごしせつ たい う い かくだい したら
既存の一時保護施設に対し、受け入れの拡大を働きかけます。
- いちじ ほ ごしせつ いりようきかんとく れんけい はか
一時保護施設と医療機関等との連携を図ります。

し さ く 施策27 きんきゅういちじ ほ ご かてい じっし
緊急一時保護(家庭)の実施

げんじょう
現状

- いちじてき かてい かいご こんなん りよう せいど じゅうよう たか
一時的に家庭での介護が困難になったときに利用できる制度として需要が高い。

とりくみ
取組

- りよう じぎよう けいぞく じっし
利用しやすいよう、事業を継続して実施します。

しさく 施策28 きのうかいふくくんれんじぎょう じっし 機能回復訓練事業の実施

げんじょう 現状

- 脳のせいまいひ、パーキンソン病等、難病を含む様々な障害の機能回復訓練(機能の維持を含む)は、医療機関で行っているが、退院後も継続して訓練を望まれる障害者がいる。

とりくみ 取組

- 医療機関等との連携により、機能回復訓練に関する事業の実施を進めます。

しさく 施策29 にちじょうせいかつようぐ きゅうふ ほ そうぐ ひ しきゅう 日常生活用具の給付・補装具費の支給

げんじょう 現状

- 市ホームページや窓口等を通じ、日常生活用具の給付等の情報提供を行っている。
- 技術の進歩により様々な用具が実用化されていることから、利用者のニーズも多様化している。

とりくみ 取組

- 日常生活を支援するため、個々にあった日常生活用具を給付するとともに、補装具費を支給します。
- 市ホームページや窓口等を通じ、引き続き日常生活用具の給付等の情報提供を行います。
- 利用者のニーズに即した日常生活用具等の給付を行います。

しさく 施策30 しんしんしょうがいしゃ なんびょうかんじゃ ふくしてあて しきゅう 心身障害者や難病患者への福祉手当の支給

げんじょう 現状

- 雇用機会が少ない影響などにより、経済的困窮者が多い。
- 各種手当の支給件数が増加している。

とりくみ 取組

- 心身障害者や障害児を扶養する保護者、難病患者等に対し、引き続き各種手当を支給します。

し さい 施策31 しょうがいしゃ かぞく 障害者の家族のネットワークづくりの促進

げんじょう 現状

- しょうがいしゃ かぞくかい 障害者の家族会について、そうだん とう おこな 相談やサポート等を行っており、こんご ひ つづ と く ひつよう 今後も引き続き取り組む必要がある。

とりぐみ 取組

- しょうがいしゃ かぞく 障害者の家族のネットワークづくりや、しょうがいどうじしゃ かぞく そうだん きかい 障害当事者とその家族との相談の機会を増やしていきます。
- かぞくかい かん 家族会に関する情報提供を行っていきます。

し さい 施策32 かいご おこな かぞくしえん 介護を行う家族支援の充実

げんじょう 現状

- かいご おこな かぞく 介護を行う家族が身体的、精神的な疲労や高齢化が進み、かぞく かいご 家族だけでの介護ができなくなっている。
- じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ かぞくとう いっていじ かん きゅうよう しゅうろうけいぞく ささ しえん もと 重症心身障害児(者)の家族等が一定時間の休養や就労継続を支える支援が求められている。

とりぐみ 取組

- いちじ ほ ごしせつ う い かくだい む いりようき かん はばひろ しせつ きようりよく はたら 一時保護施設の受け入れの拡大に向けて、医療機関など幅広く施設に協力を働きかけるなど、いりようてき じ かいご おこな かぞく 医療的ケア児などの介護を行う家族がリフレッシュできるレスパイト機能の充実を図ります。
- じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ とうざいたく じぎょう てきせつ うんよう じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ かぞくとう 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業を適切に運用し、重症心身障害児(者)の家族等が きゅうよう かんきよう じゅうじつ はか 休養できる環境の充実を図ります。
- しょうしんしんしょうがいじ しゃ など たいしやう いばしよ ほう か ごとうしえん じゅうじつ はか 重症心身障害児(者)等を対象とした居場所づくりや放課後等支援の充実を図ります。

し さい 施策33 しょうがいしゃ く 障害者が暮らしやすい住宅の整備

げんじょう 現状

- しょうがいしゃ く 障害者が暮らしやすい住宅が求められている。

とりぐみ 取組

- し えいじゅうたく 市営住宅について、しょうがいしゃ じりつ せいかつ 障害者が自立して生活できるよう、バリアフリー化を促進します。
- きょじゅうしえん ほうじんせい どうかつ しょうがいしゃ じゅうたくかくほ かんきよう せいび 居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の環境を整備します。

し さいく 施策34 じゅうたくせつ びかいぜん きゅうふ 住宅設備改善の給付

げんじょう 現状

- じゅうたくせつ びかいぜん きゅうふ ひつよう ひと 住宅設備改善の給付を必要としている人がいる。

とりくみ 取組

- しょうがいしゃ せいかつ じゅうたく かいしゅう そくしん じゅうたくせつ びかいぜん きゅうふ ひ つづ おこな 障害者が生活しやすい住宅への改修を促進するため、住宅設備改善の給付を引き続き行います。

し さいく 施策35 しゃかいさんか かんきょうせい び 社会参加への環境整備

げんじょう 現状

- しない びじゅつかん し みんかいかん しせつとう にゅうかんりよう しょうりよう げんめん じっし しょうがいしゃ 市内の美術館や市民会館、スポーツ施設等において入館料や使用料の減免を実施し、障害者が しゃかいさんか かんきょう せい び はか こんご かくじゅう はか ひつよう 社会参加しやすい環境の整備を図っており、今後も拡充を図る必要がある。
- ふくし うんどうかいとう しょうがいしゃ さんか そくしん ひ つづ と く 福祉まつりや、ふれあい運動会等のイベントへの障害者の参加を促進しており、引き続き取り組んで いく ひつよう 必要がある。

とりくみ 取組

- しょうがいしゃ げいじゅつかつどう しゃかいさんか かんきょう かくしゅ 障害者がスポーツやレクリエーション、芸術活動など、社会参加しやすい環境をつくるため、各種 かんけいき かん だんたい たい かつどうき かい かくじゅう む けいはつ すす 関係機関や団体に対し活動機会の拡充に向けて啓発を進めます。
- ボランティアセンターや市民活動支援センターで 行っているボランティア活動等を活用し、社会参加 しゃかいさんか きの かい はん 機会を増やしていきます。

し さいく 施策36 じょうほう き き かつよう 情報機器の活用

げんじょう 現状

- じょうほう き き ていきよう き き かつよう まな きかい しょうがいしゃ じょうほうていきよう かん かんきょうせい び はか 情報機器の提供や機器の活用を学ぶ機会において、障害者への情報提供に関する環境整備を図 っ ており、引き続き取り組んでいく必要がある。

とりくみ 取組

- しゃかいかんきょう へんか おう しょうがいしゃどう てきせつ じょうほうていきよう しゅだん けんどう こうかてき じょうほう き き 社会環境の変化に応じて障害者等へ、より適切な情報提供の手段を検討し、効果的な情報機器の かつよう はか 活用を図ります。

しさく 施策37 じゅうそうてきしえんたいせい きょうか 重層的支援体制の強化

げんじょう 現状

- 重層的支援体制整備事業の中核を担うはちまるサポートを通じ、他分野との連携が円滑に進むよう、地域での協力体制を強化していく必要がある。

とりくみ 取組

- 分野横断的な支援体制の充実や地域との“つながり”づくりなど、地域福祉を推進する基盤整備を行う「基幹型はちまるサポート」を新たに設置(市内6か所)します。
- 基幹型はちまるサポートが担う「多機関協働事業」を通じ、分野横断的な情報共有や研修の実施など、複雑化・複合化した地域生活課題に一体となって対応できる体制を強化します。
- はちまるサポートをはじめとする包括的な相談支援機関を活用し、地域ごとの課題や福祉資源の状況を把握するとともに、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び関係機関による連携体制の充実を図り、地域の実情に応じた支援につなげます。

～コラム～

「はちまるサポート」とは？

本市では、令和3年度（2021年度）の社会福祉法の改正に伴い、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別に設置されている個々の相談窓口だけでは対応できない地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築するため、新たに「重層的支援体制整備事業」を開始しました。

八王子まるごとサポートセンター（愛称「はちまるサポート」）は、この事業の中心的な機関として、地域で生活していく上でどこに相談すればよいかわからない地域住民の「困りごと」を受け、他の相談支援機関と連携しながら、本人や地域の方々と共に問題解決に取り組んでいきます。令和6年（2024年）3月31日現在、次の13か所に設置しています。

- | | |
|----------------|------------------|
| ●台町（台町市民センター内） | ●大和田（大和田市民センター内） |
| ●石川（石川事務所内） | ●川口（川口事務所内） |
| ●恩方（恩方事務所内） | ●元八王子（元八王子事務所内） |
| ●長房（長房ふれあい館内） | ●浅川（浅川市民センター内） |
| ●館（館事務所内） | ●由井（由井事務所内） |
| ●由木（由木事務所内） | ●由木東（由木東事務所内） |
| ●加住（加住事務所内） | |

はしら ちいき ささ かつやく かんきょうせいび じゅうじつ
柱3 地域で支えあい、活躍できる環境整備の充実

しょうがいしゃしゅうろう そくしん
① 障害者就労のさらなる促進

しさく じょうほうていきょう そうだんきのう きょうか
施策38 情報提供・相談機能の強化

げんじょう
現状

- 就労希望の障害者や雇用を希望する企業に対し、障害者雇用に関する情報及び障害者就労に関する情報の交換や発信が十分ではない。

とりくみ
取組

- 障害者就労・生活支援センター等を活用し、引き続き障害者向けの職業相談を実施するとともに、障害者と企業の双方に向けた雇用に関する情報の発信を強化します。

しさく しゅうろう こうちく
施策39 就労ネットワークの構築

げんじょう
現状

- 障害者地域自立支援協議会等において、就労に関する支援事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係機関等との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要である。

とりくみ
取組

- 障害者地域自立支援協議会等を活用し、ハローワークや障害者就労・生活支援センター、特別支援学校、企業等との連携や情報共有を図りながら、障害者の就労を支援します。

しさく しゅうろういこうしえんしせつとう かつよう
施策40 就労移行支援施設等の活用

げんじょう
現状

- 障害者地域自立支援協議会等において、就労に向けた求人情報の提供を行うなど、さらなる連携の強化が必要である。
- 福祉的就労から一般就労を希望する当事者への支援が必要である。

とりくみ
取組

- 就労移行支援施設等を活用し、一般就労への移行を促進します。
- 障害者本人の希望や適性などに合った仕事を選択できるよう支援します。

し さ く 施策41 こ べ つ い こ う し え ん け い か く か つ よ う
個別移行支援計画の活用

げんじょう
現状

- 特別支援学校の卒業見込みの生徒を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。

とりぐみ
取組

- 特別支援学校の生徒に対する個別移行支援計画を有効活用し、障害者就労・生活支援センターなどが中心となって、障害者、家族、学校、通所施設(福祉的就労)、企業などが連携し、就労支援を促進します。

し さ く 施策42 しゅうろうていちゃく すいしん
就労定着の推進

げんじょう
現状

- 一般就労後、就労を定着していけるよう支援が必要である。

とりぐみ
取組

- 就労を希望する障害者等へ就労定着支援の周知浸透を図るとともに、障害者就労・生活支援センターと連携し、一般就労後の定着を推進していきます。

し さ く 施策43 きぎょう けいはつおよ しゅうろう こよう かくだい
企業への啓発及び就労・雇用の拡大

げんじょう
現状

- 障害者法定雇用率が達成している企業等は増加傾向にあるが、障害者雇用が十分ではない企業等もある。
- 市内企業への障害者雇用の働きかけや、障害者就労・生活支援センターのジョブコーチの派遣等を行っているが、障害者が働くための職場環境の整備は、十分とは言えない。

とりぐみ
取組

- 障害者法定雇用率が段階的に引き上げられるよう、引き続き市内企業へ障害者雇用の実例等の情報を提供するとともに、障害者雇用への理解及び職場環境整備の促進を働きかけます。
- 障害者就労・生活支援センターのジョブコーチの派遣等により、企業が雇用しやすい環境を引き続き整備します。
- 超短時間労働を希望する障害者の受入れ及び育成に取り組みます。

○市役所における障害者雇用推進担当を中心に、インターンシップの受入れ、事務センターの設置等による就労環境の整備を進めるとともに、その取組や成果を市内事業者へ発信することにより、市内の障害者雇用の促進をけん引します。

施策44

通所施設での福祉的就労の促進

現状

- 「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市や外郭団体等に対し障害者就労施設等へ物品やサービスの調達を優先的に活用するよう促しており、今後も継続的に発注を促進し、就労の機会の拡充を図る必要がある。
- 障害者の工賃アップや就労意欲の向上を目的として、製品の販路拡大や共同開発等に向けたネットワークの強化を図り、福祉的就労についてさらに取組を強化していく必要がある。
- 障害者の福祉的就労の機会拡大のため、農福連携の取組等が必要である。
- 障害特性に応じた就労環境の整備を図っていく必要がある。

取組

- 障害者地域自立支援協議会等において、障害者の工賃の向上を視野に入れて、官公需のさらなる拡大を図ります。
- ワークセンターを中心に、企業等に対して障害者福祉施設等が提供する物品やサービスについて、積極的な発注を働きかけます。
- 就労継続支援事業などを活用し、障害者の福祉的就労を促進します。
- 地域の実情を踏まえた農福連携を促進するとともに、農業以外の分野として、本市の産業を支える地場産業事業者等との関係機関と連携し、職域の拡大を働きかけます。

～コラム～

「農福連携」とは？

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。農福連携の取組については、次のパターンが考えられますが、今後の拡大や状況により、さらなる可能性を秘めた事業です。

- 障害福祉サービス事業者が作業請負の形で、障害者に職員が同行して農家や農業法人の農作業を手伝う
- 障害福祉サービス事業所が自ら農業を行ったり、農業法人を別途立ち上げ併設させる
- 農業法人が障害者を雇用したり、障害福祉サービス事業所を別途立ち上げ併設させる など

しさく 施策45 こよう しさく れんけい じゅうどうしょうがいしゃとう しゅうろうしえん
雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援

げんじょう
現状

- 就労形態の多様化や社会情勢の変化により、重度障害者等の就労機会が増加している。
- 重度障害者等が通勤や職場等において、企業の支援を受けても、なお、支障がある場合や自営業者として働く場合に必要な支援を受けられないことで、就業の機会を制限されてしまう現状がある。

とりくみ
取組

- 重度障害者等が就労に必要な支援を受け活躍できるよう、必要な制度やサービス等を検討していきます。

とも まな がくしゅうかんきょう すいしん
② 共に学べる学習環境の推進

しさく 施策46 つうじょうがつきゅう しえん じゅうじつ
通常学級における支援の充実

げんじょう
現状

- 通常学級において支援を必要とする児童・生徒について、心理相談員等による巡回指導や学校サポーターの配置、就学支援シートの活用等を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。
- 保育園・幼稚園・小学校等の関係者との連携及び障害理解に関する知識の習得を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒が増加しており、その背景も多様化・複雑化している。

とりくみ
取組

- 通常学級における障害児一人ひとりの教育的ニーズの多様化に応じて、引き続き心理相談員等による巡回指導や学校サポーターの配置による学習支援を行います。
- 就学支援シートの活用により、個々にあった支援を提供します。
- 小学校を中心に作成するスタートカリキュラムを活用し、接続期の支援を行います。
- 小中学校における、はちおうじつ子マイファイル作成のため、支援が必要な児童・生徒の情報を各学校が保管、引き継いでいくサポートファイルを推進します。
- 総合教育相談の相談員の専門性を高めることにより、児童・生徒や保護者、学校への相談支援を図ります。
- 幼児期も含め、教育・医療・福祉・保健の各分野の関係機関相互の連携体制を強化し、一体的な支援体制を推進します。

し さ く 施策47

つうじょうがつきゅう 通常学級におけるしょうがいりかい すいしん 障害理解の推進

げんじょう 現状

- しょうちゅうがっこう きょうしよくいんとう 小中学校の教職員等に対し、たい かくしゅけんしゅうとう 各種研修等をつう しょうがいりかい すいしん 障害理解の推進を図っており、ひ つづ と く 引き続き取り組んでいく必要がある。
- つうじょうがつきゅう かよ じどう たい しょうがいりかい 通常学級に通う児童に対し、しょうがいりかい 障害理解のためのガイドブックをかつよう 活用した授業をつう しょうがいりかい 推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。
- いんくろーしぶ 教育をきょういく すいしん 推進している。
- しょうちゅうがっこう じどう せいと はったつ しょうがい おう しょう しえん 小中学校において児童・生徒の発達や障害におう 応じた指導・支援がもと 求められている。

とりくみ 取組

- しょうちゅうがっこう きょうしよくいん がっこう 小中学校の教職員や学校サポーターに対し、ひ つづ とくべつしえんきょういく 引き続き特別支援教育やしょうがいりかい 障害理解に関するけんしゅう 研修をおこな 行っています。
- しょうがくせい たいしゅう しょうがいりかい 小学生を対象に、しょうがいりかい 障害理解のためのガイドブックをかつよう 活用し、しょうがいりかい 障害理解に関するきょういく 教育をひ つづ 実施します。
- きょうせいしゃかい じつげん め ざ ふくせきせいど 共生社会の実現を目指すため、かつよう 副籍制度をしょうがい 活用し、しょうがい 障害のあるこ 子とないこ 子ととのきょうどうがくしゅう 共同学習をおこな 行うとともに、ちい き 地域のしょうがいしゃ 障害者とのこうりゅう 交流をしょうがい 通してしょうがい 障害に対する理解をたい りかい 深めていきます。

し さ く 施策48

しゅうがくまえ りょういく 就学前の療育の充実

げんじょう 現状

- しゅうがくまえ りょういく 就学前の療育ができるきかん 機関のせいび 整備は行 われておこな いるが、じゅうしょうしんしんしょうがいじどう 重症心身障害児等のりょういく 療育ができるきかん 機関のせいび 整備はじゅうぶん 十分ではない。
- しゅうがくまえ しょうがい じ 就学前の障害児に関するかん 相談のたか ニーズが高い。

とりくみ 取組

- しゅうがくまえ しょうがい じ 就学前の障害児に対し、たい 早期にそう き 適切な支援を てきせつ しえん おこな 行 うため、りょういく りょういく きかん 療育や療育機関についてしゅうち はか 周知を図るとともに、じゅうしょうしんしんしょうがいじどう りょういく 重症心身障害児等の療育ができるきかん 機関のせいび 整備をそくしん 促進します。
- しゅうがくまえ しょうがい じ りょういく はったつ 就学前の障害児の療育・発達に関するかん 相談機能について、ちい き 地域の特徴にとうちよう あ 合わせた支援のしえん 充実を図 ります。

しさく 施策49 とくべつしえんがっきゅう じゅうじつ 特別支援学級の充実

げんじょう 現状

- とくべつしえんがっきゅう じゅう 特別支援学級の需要が高まっており、さらなるまな かんきょう じゅうじつ とく 環境の充実に取り組んでいく必要がある。
- しやうがい 障害児について、しゅうがくまえ かんけいき かん 就学前に関係機関がしやうほうきやうゆう おこな 情報共有を行い、しゅうがくご てきせつ しえん 就学後の適切な支援につなげているが、さらなるとりくみ ひつよう 取組が必要である。

とりくみ 取組

- ちいき 地域の実情に応じて、ちてきしやうがい こていせい がっきゅう しんせつ とくべつしえんきやうしつきてんこう 知的障害(固定制)学級の新設や、特別支援教室拠点校のグループ再編についてけんとう 検討していきます。
- こ 子どもの特性や障害に応じて、てきせつ しどう がくしゅう きかい え 適切な指導と学習の機会を得られるよう、きやうしよくいん いくせい はか 教職員の育成を図っていくとともに、とくべつしえん 特別支援コーディネーターをちゅうしん 中心とした、こうない 校内でのしどう しえんたいせい 指導・支援体制の充実に図ります。
- とくべつしえんがっきゅう 特別支援学級において、しやうがい 障害児がじゅうぶん 十分な教育を受けられるよう、ごうりてきはいいりよ 合理的配慮の視点を持った施設、せいび しえんきかんとう 整備や、かつよう はか 支援機関等の活用を図ります。
- しゅうがくまえ 就学前からかんけいき かん 関係機関とのれんけい 連携を進め、てきせつ しえん きやういくないやう より適切な支援や教育内容の充実に引き続き取り組みます。

しさく 施策50 こうとうきやういく きかい かくほ 高等教育の機会の確保

げんじょう 現状

- しやうがい 障害のある学生にだいいりよ 配慮した教育環境のせいび 整備を進めているだいがく 大学もあるが、しやうがいしや 障害者がこうとうきやういく 高等教育を受ける機会を得ることはむずか 難しい。

とりくみ 取組

- しやうがいしや 障害者の高等教育の機会をきかい かくほ 確保するため、しな い 市内の大学等に対しだいがくとう 障害者のうけ い 受入れと、しやうがい はいいりよ 障害に配慮したがくしゅうかんきやう 学習環境のせいび 整備を はたら 働きかけます。
- しやうがいしや 障害者を含む多様な学生へのたいおう 対応について、だいがく 大学コンソーシアム八王子をはちおうじ つう 通じてかめい 加盟するだいがくとう 大学等にじやうほうていきやう おこな 情報提供を行います。

しさく 51 こうざ こうしゅう う かんきょうせいび
施策51 講座・講習を受けるための環境整備

げんじょう
現状

- 市民講座・講習の開催情報と合わせて、障害者に対する講座受講料の減免制度について周知しているが、市民講座等への参加者数は少ない。
- 障害者が社会生活を送る上で、必要な知識等を学習する機会が必要である。
- 市民講座・講習に障害者が参加しやすいよう、会場や資料に工夫を施すなど、様々な取組を行っているが、引き続き障害者への合理的配慮が必要である。

とりくみ
取組

- 市民講座・講習の開催情報や、障害者に対する講座受講料の減免制度について、引き続き市ホームページ等で情報提供を行い、障害者の生涯学習への参加機会の拡大を図ります。
- 市民講座・講習においても障害者が参加しやすいよう、引き続き合理的配慮に努めます。

しさく 52 じしゅてき がくしゅうかつどう おこな ば ていきょう
施策52 自主的な学習活動を行うための場の提供

げんじょう
現状

- 各大学等の施設開放状況（図書館施設、運動施設、教室等）について、大学コンソーシアム八王子のホームページで公開しているが、自主的な学習を行うための場がさらに必要である。
- 障害者が自主的な学習活動を行うための支援が必要である。

とりくみ
取組

- 施設の開放状況について、引き続き情報提供を行うとともに、大学等に施設開放への協力を働きかけます。
- 障害者が自主的な学習活動を行うためのグループ活動を支援します。
- 自主活動グループを支援するため、講師・指導者等の派遣を進めます。

しさく 53 じゅうどうしょうがいしゃ だいがくとうしゅうがくし えん
施策53 重度障害者への大学等修学支援

げんじょう
現状

- 重度障害者が大学等において修学するにあたり、必要な支援を受けられないために修学の機会を制限されてしまう現状がある。

とりくみ
取組

- 重度障害者が大学等において修学するにあたり、大学等が修学支援体制の構築ができるまでの間、学ぶ機会が制限されないよう、必要な制度やサービス等を検討します。

③ スポーツ・芸術活動の推進

施策54 イベント等による活動の促進

現状

- ふれあい運動会や障害者のためのプール開放、障害者文化展などを実施しているが、スポーツ・芸術活動に取り組んだ成果などを発表する機会がさらに必要である。

取組

- 安全面に配慮したうえで、市民ボッチャ大会やボッチャ派遣指導、ふれあい運動会、プール開放、障害者文化展を開催し、障害のある人もない人もスポーツ・芸術活動を楽しむ機会を設けます。
- スポーツ・芸術活動に取り組んだ成果発表の機会を設けていきます。

柱4 インクルーシブ社会の推進

① 障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進

施策55 障害理解に関する教育の推進

現状

- 小中学校における障害に対する理解の促進を図るため、福祉施設の職場体験など、引き続き進める必要がある。
- 障害理解のためのガイドブックを活用し福祉教育を行っているが、今後も継続していく必要がある。

取組

- 小中学校の教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行います。
- 小学生向けの障害理解のためのガイドブックを活用し、引き続き障害理解に関する教育を実施します。
- 小中学校において、車いす体験や点字体験、アイマスク体験、障害当事者の講話等を行っており、引き続き障害理解に関する授業を実施します。

しさく 施策56

けんりようご すいしん 権利擁護の推進

げんじょう 現状

- 障害者に対する差別禁止についての啓発イベントや、虐待防止に関する研修を開催し、障害者の権利擁護について周知啓発を行っているが、引き続き促進していく必要がある。
- 心身の機能にかかわる様々な障害についての理解について、周知啓発を行う必要がある。
- 事業者に対し、合理的な配慮の周知啓発を行う必要がある。
- 市民や事業者の間で障害理解を広め、障害者が暮らしやすい地域を作っていく必要がある。
- 市と市の委託相談支援事業所において、差別相談を受けている。
- 令和4年(2022年)に東京都で手話言語条例が施行され、令和7年(2025年)に「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布・施行されたが、手話が言語であるという認識や手話文化への理解が十分ではない。

とりくみ 取組

- 障害理解に関する啓発イベントや、虐待防止に関する研修の実施など、障害者の権利擁護についての啓発活動を促進します。
- 障害者を取り巻く社会情勢や地域の状況、法令や各種制度等の動向を勘案し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の見直しを検討します。
- 社会福祉協議会が行っている、福祉サービスの利用を援助する地域福祉権利擁護事業などを活用し、権利擁護を推進します。
- 障害理解を深めるためのガイドブックや広報はちおうじ、出前講座などにより、障害理解のさらなる周知啓発を図ります。
- 地域の関連団体と連携し、福祉・体験型イベントや、差別禁止条例及び差別解消法の周知イベント等を広く実施し、権利擁護のさらなる推進を図ります。
- 市民・事業者が障害に関する正しい理解と認識を持ち、障害者が地域社会で暮らすための手助け等を適切に行えるよう、障害者サポーターの養成講座を行います。
- 市と市の委託相談支援事業所において、差別相談の問題解決や障害理解に取り組んでいきます。
- 障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止に関する研修への参加を呼びかけるとともに、幅広く虐待防止の周知に努めます。
- 言語としての手話の周知強化や手話の習得・使用、手話文化の保存・継承・発展など、理解促進や普及に取り組み、互いに意思疎通ができる環境づくりを推進します。

しさく 施策57 せいねんこうけんせいど りようそくしん 成年後見制度の利用促進

げんじょう 現状

- 成年後見制度に関するパンフレットの作成や配布などを通じて、制度の周知に努めている。
- 障害者の高齢化や家族の高齢化、単身世帯の増加等を背景に、成年後見制度に関する相談ニーズが複雑化・多様化している。
- 市民後見人の養成や法人後見の受任について、積極的に制度の活用を図っている。
- 成年後見制度の見直しが進められており、本人の意思決定を支える支援の重要性が高まっている。

とりくみ 取組

- 成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、講演会や学習会を実施するなど、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。
- 成年後見制度の利用促進のため、法人後見を充実します。
- 障害福祉サービスの利用が困難な方に、成年後見制度の利用に係る費用の助成を行い、制度の活用を促進します。
- 成年後見制度の見直しを踏まえ、本人の意思を尊重した権利擁護支援の充実を図ります。

しさく 施策58 さいはんぼうし すいしん 再犯防止の推進

げんじょう 現状

- 罪を犯した障害者等が立ち直りに必要な支援を行える地域社会を作っていく必要がある。

とりくみ 取組

- 再犯防止のイベントや社会を明るくする運動を通じて、再犯防止に向けた啓発活動に取り組みます。
- 保護司や民生委員など、地域の関係団体と連携し、罪を犯した障害者の立ち直りを支援します。

② ちいき ささ せいかつかんきょう すいしん 地域で支えあえる生活環境の推進

しさく 施策59 こうりゅうかつどう すいしん 交流活動の推進

げんじょう 現状

- しょうがいしゃせつ しょうがいしゃどうし こうりゅう ば 障害者施設での障害者同士の交流の場はあるが、ちいきしゃかいとう こうりゅう ば 地域社会等での交流の場が少ない。
- ふくしせつどう しょうくばたいけん ふくし うんどうかい てづく さくひんてんとう つう しょうがいしゃどうし 福祉施設等での職場体験や福祉まつり、ふれあい運動会、手作り作品展等を通じて、障害者同士や しょうがい ひと ひと こうりゅう すいしん はか 障害のある人となない人との交流の推進を図っているが、さらなる交流の場が求められている。
- しな い りょうくせつ じどう きんりん ほいくじょ えんじ こうりゅうじぎょう しょうがいとうじしゃ しょうちゅうがっこう 市内にある療育施設の児童と近隣の保育所の園児との交流事業や、障害当事者による小中学校 での講話などを こんわ おこな 行っているが、ひ つづ と く ひつよう 引き続き取り組む必要がある。

とりくみ 取組

- しょうがいしゃ こりつ 身近な地域で気軽に利用できる交流の場づくりを支援します。
- しょうがいしゃ たよう こうりゅうかつどう すす ほいくじょ がっこう ぎょうじ さんか そくしん 障害者との多様な交流活動を進めるため、保育所や学校などの行事への参加を促進します。
- しょうがい ひと ひと つう こうりゅうきかい そうしゅつ 障害のある人となない人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。
- しょうがいしゃせつ みぢか ちいき こうりゅう すす そうご かつどう ぎょうじ さんか はか こうりゅうかつどう しょういん しょうがいしゃ ちいきせいかつ いこう 障害者施設と身近な地域との交流を進めるため、相互に活動や行事への参加を図り、交流活動を 推進し、障害者の地域生活への移行につなげていきます。

しさく 施策60 さんか かんきょうせいび ボランティア参加のための環境整備

げんじょう 現状

- しな い だいがくとう きやうてい ていけつ がくせい さんか かんきょう はか 市内の大学等と協定を締結するなど、学生のボランティアが参加しやすい環境を図っている。
- しょうせいこうざ とうじしゃだんたい びやういんとう れんけい こうざないよう じゅうじつ はか ボランティア養成講座について、当事者団体や病院等と連携して講座内容の充実を図るとともに、 ボランティア組織の強化を すす 行っている。

とりくみ 取組

- がくせい さんか かんきょう すいしん 学生ボランティアが参加しやすい環境づくりを推進します。
- しょうせい さんか かんきょう とどの ボランティアセンターとボランティア組織との連携を強化し、より参加しやすい環境を整えていきます。
- しょうがいしゃせつ おこな ぎょうじどう さい とうろく とう かくしせつ せっきよくてき しょうかい りようしゃ こうりゅう きいかくたい はか 障害者施設で行う行事等に際して、ボランティアセンターの登録ボランティア等を各施設に積極的に 紹介し、利用者との交流の機会拡大を図ります。
- しゃかいじょうせい へんか ともな とうじしゃ あ たよう しょうせいこうざ じっし 社会情勢の変化に伴い、当事者のニーズに合った多様なボランティアの養成講座を実施します。

③ バリアフリー社会の推進

施策61 バリアフリー化の促進

現状

- 市街地の建物や道路、交通機関、施設等のバリアフリー化を進めているが、まだ十分とはいえない。
- デジタル技術の進展に伴い、障害の特性に則した情報バリアフリー化の必要性が増大している。
- 障害特性に配慮した意思疎通支援者(手話通訳者、盲ろう者向け通訳・介助者等)の派遣事業を行っている。
- 手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者等の養成を継続的に行っている。派遣事業におけるサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者養成の取組や指導者の養成が必要である。
- 手話通訳者や要約筆記を活用しているが、情報バリアフリーはまだ十分ではない。
- 令和元年(2019年)に読書バリアフリー法が公布・施行された。
- 令和7年(2025年)に「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布・施行された。

取組

- 福祉のまちづくりを推進するため、関係機関への啓発を進めるとともに、公共建築物(公立小中学校等を含む。)や道路、交通機関等のバリアフリー化整備においては、その検討段階に障害当事者の意見を反映し、障害者が安全に利用できる環境整備を促進します。
- 障害者や高齢者等が自立した日常生活及び社会生活を確保でき、社会参加につながることを目指し、バリアフリーマップの作成を行います。
- 利用者の多い施設等の整備においては、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、だれもが使いやすい施設整備に向けて指導・助言を行います。
- デジタル技術を活用し、障害者に対する情報提供を促進します。
- 障害者の社会参加や日常生活を支援するため、手話通訳者、盲ろう者向け通訳・介助者、失語症者向け意思疎通支援者及び指導者の養成や派遣、失語症サロンの立ち上げなど、障害者が利用しやすい環境整備を推進していきます。
- イベント等における手話通訳者や要約筆記の活用の周知を図り、利用を促進します。
- 図書館において、宅配サービスや音訳・点字資料の作成、対面朗読などを行い、読書活動を推進します。

しさく 施策62

いどうかんきょう せいび 移動環境の整備

げんじょう 現状

- てんじ じょう ほうちてんしゃとう しょうがいしゃ つうこう ししょう 点字ブロック上に放置自転車等があり、障害者の通行に支障をきたしている。
- どうろじょう しょうがいぶつ げんしょう おも ちゅうしゃ ぞうか けん しきゅう しょうがいしゃ 道路上の障害物の減少や思いやり駐車スペースの増加、タクシー・ガソリン券の支給など、障害者の移動環境の整備が図られてきたが、ひきつづき とりくみ ひつよう 引き続き取組が必要である。
- りふとバス事業の廃止などにより、しょうがいしゃ にちじょうてき いどうしゅだん かくほ もと リフトバス事業の廃止などにより、障害者の日常的な移動手段の確保が求められている。

とりくみ 取組

- えきしせつ しょうこうせつび えきまえひろば せいび すず いはんこうこくぶつ かほうせんようぶつ てつきよ しどう 駅施設の昇降設備や駅前広場の整備を進めるとともに、違反広告物や不法占用物などの撤去・指導を行い、つうこう ししょう どうろかんきょう 通行に支障のない道路環境づくりを進めます。
- おも ちゅうしゃ どう かくじゅう 思いやり駐車スペース等を拡充します。
- かつよう けん しきゅう しょうがいしゃ いどうしゅだん かくほ ひ つづ つと リフトバスの活用やタクシー・ガソリン券の支給など、障害者の移動手段の確保に引き続き努めています。
- いどう せいやく おお しょうがいしゃ いどう かか ふたんけいげんさく けんどう 移動の制約が大きい障害者の、移動に係る負担軽減策を検討します。

はしら 柱5 しつ たか せいかつかんきょう ていきよう 質の高い生活環境の提供

① ぼうさい ぼうはんたいさく れんけい きょうか 防災・防犯対策の連携・強化

しさく 施策63

ぼうさいたいさく すいしん 防災対策の推進

げんじょう 現状

- さいがいじ しょうがいしゃ ちいきしゃかい しえん 災害時に障害者を地域社会で支援するための、しょうがい しょうがい しょうがい 障害がある方のための防災マニュアル及び災害時 しょうがいしゃ しょうち おこな 障害者サポートマニュアルの周知を行うとともに、ぼうさいいしき こうじょう はか 防災意識の向上を図っている。
- しょうがいしゃおよ しえんしゃ し そうごぼうさいくんれん さんか 障害者及び支援者が市の総合防災訓練に参加するなど、しょうがいしゃ ぼうさいたいさく すず ひ つづ き参加を呼びかけていく必要がある。
- さいがい おう ふくしひなんじょ に じ ひなんじょ ざいたくひなん かた けんとう ひつよう 災害に応じた福祉避難所(二次避難所)や在宅避難のあり方を検討する必要がある。
- さいがいじ いりようてき じなど しえん 災害時における医療的ケア児等への支援については、たいしやうしゃ はあく こべつ じやうきやう おう ひなん 対象者の把握や個別の状況に応じた避難 しえん かた かだい 支援のあり方が課題となっている。

とりくみ 取組

- こべつひなんけいかく しょうち はか 個別避難計画の周知を図ります。
- さいがいじ ひつよう しえんたいせい ひなんしえん こべつけいかく さくてい そくしん 災害時に必要な支援体制として、避難支援プラン(個別計画)の策定を促進します。
- しょうがい かた ぼうさい およ さいがいじ しょうがいしゃ みなお おこな 障害がある方のための防災マニュアル及び災害時障害者サポートマニュアルの見直しを行い、 しょうち かつよう はか 周知・活用を図ります。
- しょうがいしゃおよ しえんしゃ ちいき おこな ぼうさいくんれんとう せつきよくてき さんか みずか 障害者及び支援者が地域で行われる防災訓練等に積極的に参加し、自らができることを学んでい たくくこととて ぼうさいいしき こうじょう はか ただくことで、防災意識の高揚を図ります。
- しょうがいしゃ かぞく たい さいがいじ ひなんとう かん ただ ちしき しゅうち つと 障害者やその家族に対し、災害時の避難等に関する正しい知識の周知に努めます。
- さいがいたいさくきほんほう もと さいがい おう ふくしひなんじょ かた かんけいきかん けんとう さいがいじ 災害対策基本法に基づく災害に応じた福祉避難所のあり方について、関係機関と検討し、災害時 たいおう かいぜん はか 対応の改善を図ります。
- いりようてき じなど じつたいはあく すず ひなんしえん ひじやうじ でんげんかくほ さいがいじ 医療的ケア児等の実態把握を進めるとともに、避難支援や非常時の電源確保など、災害時における じつこうせい しえんたいせい こうちく すず 実効性のある支援体制の構築を進めます。

しさく 施策64 ふくしひなんじょ 福祉避難所の整備

げんじょう 現状

- さいがいたいさくきほんほう 災害対策基本法の改正に ともな ふくしひなんじょ 福祉避難所の きょうてい 協定内容や うんえいほうほう 運営方法の けんとう 検討をすすめている。
- ふくしひなんじょ 福祉避難所への きんきゅうれんらくようむ 緊急連絡用無線機の はいび 配備などは かんりよう 完了している。
- しょうがいとくせい 障害特性に おう 応じた きき 機器や しょくりょう 食料などの はいび 配備が ひつよう 必要である。
- さいがいじ 災害時には、くすり 薬や いりようてき 医療的ケアの かくほ 確保、かいじょけん 介助犬の うけいれ 受け入れなどの はいりょ 配慮が ひつよう 必要になる。
- ひなんじょとう 避難所等で しょうがいしゃ 障害者との へんかつ 円滑に おこな ひつよう 行う必要がある。

とりくみ 取組

- かいせい 改正された さいがいたいさくきほんほう 災害対策基本法を ふ 踏まえ、ちいきしげん 地域資源の かつようおよ 活用及び かんけいきかん 関係機関との れんけい 連携を 図りながら、ふくしひなんじょ 福祉避難所における ようはいりょしゃしえん 要配慮者支援の じゅうじつ 充実に向けた きょうてい 協定の みなお 見直しをすすめます。
- しょうがいしゃ 障害者が りよう 利用しやすく あんしん 安心して すごす ことが できるよう、じょうほうでんたつしゅだん 情報伝達手段の せいび 整備や しょうがいとくせい 障害特性に おう 応じた びちくひん 備蓄品の かくほ 確保を おこな 行うなど、ふくしひなんじょ 福祉避難所の かんきょう 環境を せいび 整備します。
- いっぱん 一般の ひなんじょ 避難所における ようはいりょしゃ 要配慮者スペースを じゅうじつ 充実させ、ひなん 避難しやすい かんきょう 環境を せいび 整備します。
- ふくしひなんじょ 福祉避難所運営マニュアルの みなお 見直し、ふくしひなんじょ 福祉避難所として かつよう 活用する しせつ 施設に対し、ひなんじょせいかつ 避難所生活をする しょうがいしゃとう 障害者等に はいりょ 配慮すべき じこう 事項の しゅうち 周知を 図ります。
- さいがいはっせいじ 災害発生時の ひなんじょとう 避難所等において、へんかつ 円滑に おこな 行うための じょうほうほしょう 情報保障を けんとう 検討します。
- こべつひなんけいかくとう 個別避難計画等の さくせい 作成をすすめ、ひなんばしょ 避難場所の ぜんかくにんおよ 事前確認及び へんさいじ 発災時の あんぴかくにん 安否確認を おこな 行える かんきょう 環境を せいび 整備します。

しさく 施策65 ぼうはんたいさく 防犯対策の推進

げんじょう 現状

- ぼうはん 防犯に関する こうざ 講座を受講する しょうがいしゃ 障害者が しょう 少ない。
- ぼうはんたいさく 防犯対策パンフレットについて、もじ 文字の 大きさと おお 表現、ひょうげん レイアウトを みなお 見直すなどの くふう 工夫を おこな 行ったが、ひきつづき 引き続き とりくみ 取り組んでいく ひつよう 必要がある。

とりくみ 取組

- ぼうはん 防犯に関する こうざ 講座に さんか 参加できるように、しょうがいしゃ 障害者への はいりょ 配慮と しゅうち 周知を 図ります。
- ぼうはん 防犯パンフレット等について、より おお 多くの しょうがいしゃ 障害者が かつよう 活用できるように、ひきつづき 合理的 はいりょ 配慮に つと 努めます。

② 福祉サービスの質の向上

施策66

福祉関係者の資質向上

現状

- 障害福祉施設等の職員を対象に、虐待防止や防犯・防災等に関する研修を実施している。
- 障害者の重度化・高齢化に対応するため、福祉関係者による、より高度な支援が求められている。

取組

- 障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止や防犯・防災等に関する研修への参加を幅広く呼びかけ、資質向上を図ります。
- 福祉関係者の情報交換の場をつくるなど、事業者間の連携強化を図ります。
- 外部研修の情報を提供し、受講を促すことで資質の向上を図ります。

施策67

福祉人材の確保

現状

- 障害者福祉施設等の中には、人材が不足している事業所も多く見られ、適切なサービスの提供に影響が生じる可能性がある。
- 障害者へ適切な支援を行うため、業務の効率化や環境整備が必要である。

取組

- 市内の大学やハローワークと連携するとともに、福祉職場の雇用につながる情報等を広く発信します。
- 福祉人材の定着・確保に向け、支援の質の向上に資する市独自の事業者支援を行います。
- 障害福祉サービス等に係る人材確保のため、障害福祉施設職員の処遇改善加算について、事業所に情報提供等を実施し、処遇改善加算の取得の増加を図ります。

③ 障害者施設整備の充実

施策68 居住施設等の整備

現状

- 障害者の高齢化により障害の程度も重度化し、支える家族も高齢化している。
- 重度・重複障害者(児)や医療的ケアが必要な障害者(児)が利用できる居住施設等が不足している。
- 障害者施設の認知も含め、施設と地域のつながりが求められている。
- 地域生活への移行を進める一方で、移行が困難な方への対応として、地域と繋がりが持てる入所施設を一定数確保する必要がある。
- 東京都内でも突出した事業所数があることを踏まえた障害者施設整備を行う必要がある。

取組

- 重度・重複障害者(児)、強度行動障害者(児)及び医療的ケア者(児)といった支援が困難な障害者(児)を受け入れられる施設の誘導や、一般就労への移行実績が高い就労系施設等、地域課題の解決につながる施設の整備については、市の「障害者施設整備方針(●ページ参照)」に基づく中核市権限の活用によって、障害のある人もない人も共に地域で安心して生活できる環境整備を推進します。
- 障害者施設利用者が地域の一員として地域活動に参加することで、地域住民とのつながりや生活の場が広がり、障害者施設への理解を深め整備促進を図ります。

施策69 共生型サービス事業所の整備

現状

- 65歳を超えた障害者の中には、介護保険サービスに移行しても、それまでと同じ事業所で支援を受けたい人がいる。

取組

- 障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を提供する共生型サービスの提案を事業者に行い、事業所の整備を図ります。

し さ く
施策70

りょういく せいび
療育の整備

げんじょう
現状

●医療的ケアを必要とする幼児の療育の場や訓練の場が不足している。

とりくみ
取組

○医療的ケアを必要とする障害児のための療育・訓練の場の充実を図ります。

しょうがいしゃし せつ せい び ほう しん 障害者施設整備方針

はちおうじし しょうがいしゃし せつ げんじよう ふ しょうがいしゃけいかくとう きほんもくひよう
八王子市における障害者施設の現状を踏まえ、障害者計画等の基本目標であ
る『全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した
じりつせいかつ じつげん つぎ へいせい ねんど
自立生活ができるまちづくり』の実現のため、次のとおり、平成27年度(2015
ねんど どうきようとう いじよう じぎょうしゃして い かん けんげん さいだいげんかつよう
年度)に東京都から移譲された事業者指定に関する権限を最大限活用することで、
しえん しつ こうじよう じつこうせい たか せいびゆうどう はか
支援の質の向上へ実効性の高い整備誘導を図ります。

I じぎょうしゃして い しん さ げんかくか I 事業者指定の審査の厳格化

しょうがいしゃ じ てきせい しえん けいぞくてき おこな かんてん じぎょうしゃ
障害者(児)への適正な支援を継続的に 行えるかといった観点で、事業者の
だいひようしゃおよび かんりしゃなど かんれんほう ふく しょうがいふくし ひつよう ちしき ゆう
代表者及び管理者等が関連法を含めた障害福祉に必要な知識を有しているか
かくにん てってい しえん りねん けいえいじようきよう じぞくせい こうひ しえん
確認を徹底し、支援への理念や経営状況の持続性といった公費による支援とし
てきせつ うんえい か のう いな じぎょうけいかくしよ ないよう さいじゅうし しん さ おこな
て適切な運営が可能か否か、事業計画書の内容を最重視した審査を行います。

II しょうがいしゃ あんぜん あんしん かくほ はか し が い か く い き な い しんたいしんきじゆん たいしんかいしゅうず II 障害者の安全・安心の確保を図る市街化区域内の新耐震基準(耐震改修済み)

しせつ ごうりてきはいいよ じぎょうしやうんえい てってい
施設での合理的配慮による事業所運営の徹底
げきじんかけいこう しぜんさいがい こうれいしょうがいしゃ しえん ちいきいこう いっそう すいしん
激甚化傾向にある自然災害や高齢障害者への支援、地域移行の一層の推進の
ため、被災リスクを最小化した施設において、バリアフリー化の度合いに合わせた
ひさい さいしやうか しせつ か ど あ あ
適切な個別支援を徹底することで、障害者の安全・安心の確保を図ります。

III しんきかいせつ じやうけんつきして い III 新規開設における条件付指定

はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきようぎかい と ちいきかだいなど たいおう ぜん
八王子市障害者地域自立支援協議会が取りまとめる地域課題等への対応を前
てい じやうけんつきして い じつし
提とした条件付指定を実施します。

IV とくてい しょうがいふくし どうじぎやうしよ ていいんぞう かん そうりようきせい IV 特定の障害福祉サービス等事業所の定員増に関する総量規制

しょうがいしゃそうごうしえんほうおよ じどうふくしほう さだ そうりようきせいたいしやう
障害者総合支援法及び児童福祉法で定められる総量規制対象サービスにつ
いて、当該サービス等の見込み量の状況及び地域課題を踏まえたうえで、総量
きせい じつし
規制を実施します。

だい しょう しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく 第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画(サービスの ていきょう 提供について)

しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく 1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいじふくしけいかく ちいき あんしん く ひつよう
障害福祉計画及び障害児福祉計画は、地域で安心して暮らすために必要な
しょうがいふくし ちいきせいかつし えんじぎょうなど ていきょうたいせい じゅうじつ はか
障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供体制の充実を図り、
しょうがいしゃ じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな しゃかい じつげん め ざ
障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会の実現を目指
す計画です。国の基本指針等を踏まえ、成果目標と活動指標を設定するととも
に、サービスごとに見込量を定めて、必要なサービス量の確保を図ります。

なお、国は、しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいじふくしけいかく ねん いっき
障害福祉計画及び障害児福祉計画については3年を一期として
さくせい せい ねん ねん ねん ねん
作成することとし、令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年
度)までの3年間について基本方針を示していることから、本計画では令和11
ねん ねん せい ねん ねん
年度(2029年度)までの成果目標と活動指標を設定します。

けいかく さだ じこう 2 計画に定める事項

- しょうがいふくし そうだんし えんおよ ちいきせいかつし えんじぎょう ていきょうたいせい かくほ
(1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に
かか せい ねん
係る成果目標
- かくねん していしょうがいふくし していちいきそうだんし えんまた していけいかく
(2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画
そうだんし えん しゅるい ひつよう りょう み こ およ みこみりょう かくほ ほうさく
相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策
- ちいきせいかつし えんじぎょう しゅるい じっし かん じこう
(3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 成果目標・活動指標について

(1) 成果目標・活動指標の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、国の基本指針等を踏まえ、令和11年度（2029年度）を目標年度とする成果目標・活動指標を設定します。

◆成果目標

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針に定める基本理念を踏まえ、本市が達成すべき数値目標として設定します。項目ごとの成果目標については、少なくとも1年に1回はその実績を把握し、分析・評価した上で必要な対応を行うこととされています。

◆活動指標

本市が設定した成果目標を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを設定します。活動指標についても、成果目標と同様に少なくとも1年に1回はその達成状況等を把握し、分析・評価することとされています。また、活動指標の達成状況の把握や分析・評価は、より高い頻度により行うことが望ましいとされています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○令和11年度（2029年度）末までに、令和7年度（2025年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。

【市の基本的な考え方】

○令和11年度（2029年度）末までに、令和7年度（2025年度）末時点の施設入所者の6%以上が、地域生活へ移行することを目指します。

【成果目標】

項目	数値	考え方
地域生活移行者数	21人	全施設入所者のうち、令和11年度（2029年度）末までに、施設入所から共同生活援助（グループホーム）等を利用することにより、地域生活へ移行する予定者の数。
	6%	※割合については、地域生活移行者数を令和7年度（2025年度）末時点の全入所者351人で除した値。

【活動指標】

		実績値 (見込み)	活動指標			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
生活介護	人分	1,451	1,462	1,473	1,484	
自立訓練(機能訓練)	人分	4	4	4	4	
自立訓練(生活訓練)	人分	260	263	266	269	
就労選択支援	人分	45	50	55	60	
就労移行支援	人分	478	491	504	517	
就労継続支援A型	人分	250	250	250	250	
就労継続支援B型	人分	2,100	2,150	2,200	2,250	
就労定着支援	人分	205	210	215	220	
短期入所(福祉型)	利用者数	470	490	510	520	
	の延べ利用者数	21,000	22,000	22,500	23,000	
短期入所(医療型)	利用者数	56	57	58	58	
	の延べ利用者数	1,465	1,466	1,467	1,468	
共同生活援助 (グループホーム)	人分	1,185	1,215	1,245	1,275	
地域移行支援	人分	15	16	17	18	

ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	にんぶん 人分	2	2	3	3
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	にんぶん 人分	346	347	348	350

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

○令和11年度（2029年度）末までに、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を、319.3日以上とすることを基本とする。

○令和11年度（2029年度）末の精神病床における入院期間が1年を超える長期入院患者数・精神病床への30日以上再入院率について、退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下とすることを基本とする。

○心のサポーター数について、令和15年度末までに100万人以上を目指す。

○K6により住民のこころの状態を把握する。

【市の基本的な考え方】

○長期入院患者数及び退院率に関する成果目標は設定しないが、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制整備をはじめ、就労移行・継続支援及び共同生活援助（グループホーム）等の居住の場や、自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後に対応するための支援体制について、バランスに配慮し、圏域ごとに構築できるよう、協議の場を通じて検討を進めていきます。

○1年以上の長期入院患者の削減目標は設定しないが、医療機関との連携を強化し、退院の支援と地域生活移行後の支援体制の構築を進めます。

【活動指標】

		実績値 (見込み)	活動指標			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
精神障害者の 自立生活援助	人分／年	43	45	47	49	
精神障害者の 地域移行支援	人分／年	15	15	16	17	
精神障害者の 地域定着支援	人分／年	2	2	3	3	
精神障害者の 共同生活援助	人分／年	370	375	385	395	
保健、医療及び福祉 関係者による協議の 場の開催回数	回／年	1	1	1	1	
保健、医療及び福祉 関係者による協議の 場への関係者の 参加者数	人／年	23	23	23	23	
心のサポーター 養成研修実施回数	回／年	1	1	1	1	

～コラム～

「精神障害にも対応した

地域包括ケアシステム（「にも包括」）」とは？

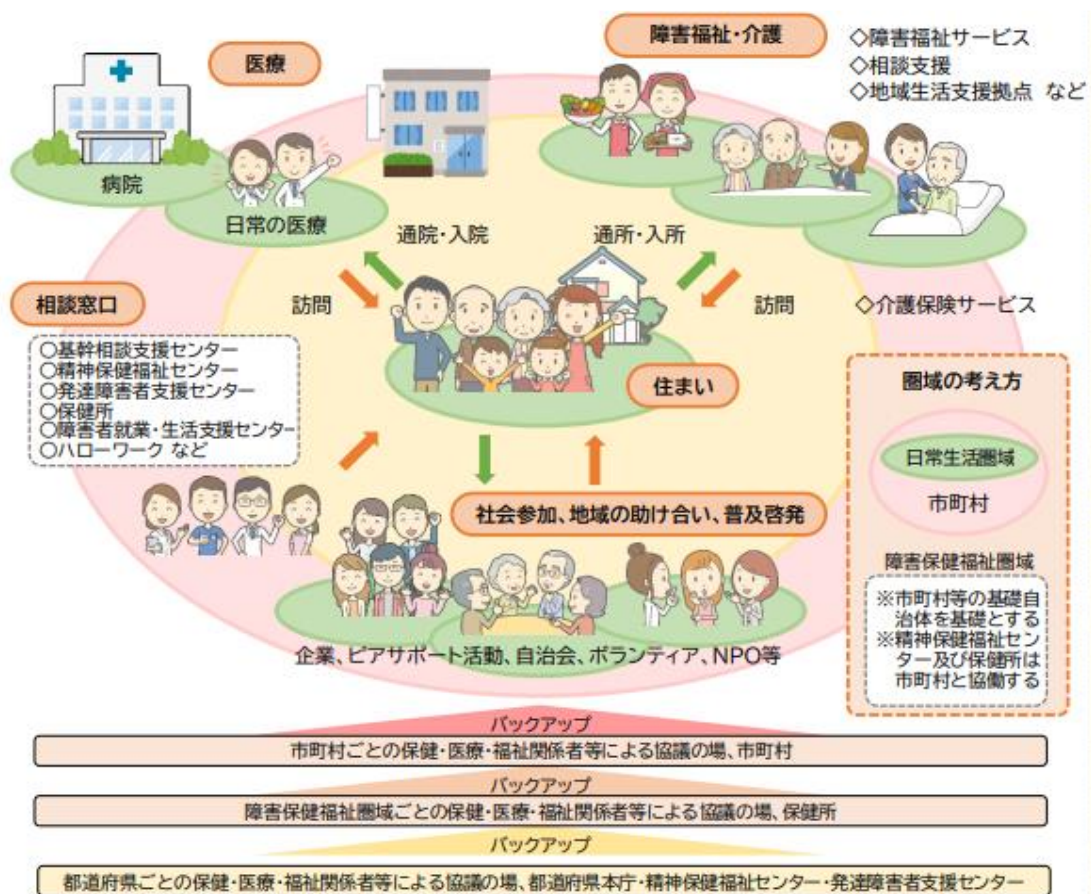
これまで支援が届きにくかった「精神障害『にも』」様々な保健福祉の手が届く事により、精神障害の有無に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる支援体制を構築するための取組です。

本市では、これまでピアサポーターが病院を訪問するなどのピアサポート活動（障害者福祉課）や保健師が精神科医等と共に対象者宅へ出向く「八王子市精神障害者早期訪問支援事業」（保健対策課）などに取組んできました。

令和4年度には、市内精神科医療機関の精神保健福祉士等と共に、にも包括ワーキンググループを立ち上げました。その検討過程で、本市には豊富な精神科医療機関や福祉事業所、支援可能な人材がいるね＝「あるね」という気付きから、にも包括事業の愛称を「あるね八王子」と決定し、にも包括実現のため具体策の協議を進めてきました。

今後は、この取組を進めることで地域共生社会の実現を目指していきます。

にも包括のイメージ図



出典：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル

③ 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 各市町村における地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- 地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う。
- 強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

【市の基本的な考え方】

- 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点事業等と連携しながら、面的な支援体制の構築を進めます。
- 地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。
- 基幹相談支援センターに個別支援会議地域連携アドバイザーを配置し、支援者への助言やサポートを行うことにより、地域の支援力向上や支援体制の強化を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労する者の数を令和11年度（2029年度）中に、令和6年度（2024年度）実績の1.31倍以上を目指す。
- 令和6年度（2024年度）の一般就労への移行実績から、就労移行支援事業は1.14倍以上、就労継続支援A型事業は1.52倍以上、就労継続支援B型事業は、1.67倍以上とすることをめざす。
- 令和11年度（2029年度）末までに、令和6年度（2024年度）末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める

いっばんしゅうろう いこう もの わりあい わりいじょう じぎょうしよ わりいじょう
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを
目指す。

- 就労定着支援事業の令和11年度（2029年度）末の利用者数を、令和6
年度（2024年度）末実績の1.47倍以上とすることを目指す。
- 就労定着率について、令和11年度（2029年度）の就労定着支援事業
の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労
定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目指す。

【市の基本的な考え方】

- 就労移行支援事業等の利用を経て、一般就労する者の数を令和11年度（2
029年度）中に令和6年度（2024年度）実績の1.31倍以上を目指す
ます。
- 令和6年度（2024年度）の一般就労への移行実績から、就労移行支援は
1.14倍以上、就労継続支援A型は1.52倍以上、就労継続支援B型は
1.67倍以上とすることを目指す。
- 令和11年度（2029年度）末までに、令和6年度（2024年度）末時点
の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般
就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目指
します。
- 就労定着支援事業の令和11年度（2029年度）末の利用者数を、令和6
年度（2024年度）末実績の1.47倍以上とすることを目指す。
- 就労定着率について、令和11年度（2029年度）の就労定着支援事業
の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労
定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目指す。
- 農福連携について、関係所管と連携し、地域の実情を踏まえて実施に向けた
方策を検討しつつ関係機関への協力を求めます。

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和11年度（2029年度）における年間一般就労移行者数	358人 1.31倍	令和6年度（2024年度）において、就労移行支援事業等により一般就労した者の数（274人）を基準とする。
就労移行支援事業について、令和11年度（2029年度）における一般就労への移行者数	213人 1.14倍	令和6年度（2024年度）において、就労移行支援事業により一般就労した者の数（187人）を基準とする。
就労継続支援A型について、令和11年度（2029年度）における一般就労への移行者数	42人 1.52倍	令和6年度（2024年度）において、就労継続支援A型により一般就労した者の数（28人）を基準とする。
就労継続支援B型について、令和11年度（2029年度）における一般就労への移行者数	36人 1.67倍	令和6年度（2024年度）において、就労継続支援B型により一般就労した者の数（22人）を基準とする。
就労移行支援について、令和11年度（2029年度）における就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者が5割以上を占める事業所数	7事業所 総数の50%	令和6年度（2024年度）において目標を達成した事業所の数（14事業所）を基準とする。
就労定着支援について、令和11年度（2029年度）における利用者数	221人 1.47倍	令和6年度（2024年度）において、就労定着支援を利用した者の数（151人）を基準とする。

就労定着支援について、令和11年度（2029年度）における就労定着支援利用後の一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数	4事業所 総数の25%	令和6年度（2024年度）末時点における就労定着支援事業所数（16事業所）を基準とする。
---	----------------	--

【活動指標】

		実績値 (見込み)	活動指標			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
生活介護	人分	1,451	1,462	1,473	1,484	
就労選択支援	人分	45	50	55	60	
就労移行支援	人分	478	491	504	517	
就労継続支援A型	人分	250	250	250	250	
就労継続支援B型	人分	2,100	2,150	2,200	2,250	
就労定着支援	人分	205	210	215	220	

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度（2029年度）末までに、児童発達支援センターの
- 中核的な支援機能(一) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- (二) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(三) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能(四) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能を確保する。
- 児童発達支援センターの中核機能の内、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れ体制の整備状況を踏まえた上で、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度（2026年度）末までに、全ての市町村において、

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築し、令和11年度（2029年度）末までに協議の場を構築する。

- 令和8年度（2026年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。

- 各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

- 令和11年度（2029年度）末までに、障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制を確保する。

- 各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【市の基本的な考え方】

- 市内の2か所の児童発達支援センターについて、中核的な支援機能を有する施設として活用していくほか、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と連携し、重層的な地域支援体制を構築していきます。

- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援事業所の拡充を目指します。

- 市内には重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が5か所、放課後等デイサービス事業所が7か所あるが、さらなる拡充を目指します。

- 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置しており、引き続き医療的ケア児の実態やニーズに基づき、必要な施策を検討していきます。

- 医療的ケア児コーディネーターと地域のコーディネーターとが連携できる体制の整備を図っていきます。

- 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保の検討を行います。

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和11年度（2029年度）末の の保育所等訪問支援事業所数	16事業所 年1増	令和7年度（2025年度）末の 保育所等訪問支援事業所の数 （13事業所）を基準とする。
重症心身障害児に対して確実に サービスが提供できる事業所数	15事業所 年1増	令和7年度（2025年度）末の 事業所の数（12事業所）を基準 とする。

【活動指標】

		実績値 (見込み)	活動指標			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
児童発達支援	人分	1,230	1,303	1,381	1,463	
放課後等デイサービス	人分	2,249	2,350	2,360	2,370	
保育所等訪問支援	人分	374	434	494	554	
居宅訪問型児童発達支援	人分	5	6	7	7	
障害児相談支援	人分	416	449	485	524	

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 令和11年度（2029年度）末までに全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保する。
- 令和11年度（2029年度）末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする。

【市の基本的な考え方】

○基幹相談支援センターを中心に、地域づくりに向けた協議会とも連携しながら、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を進めていきます。

○基幹相談支援センターの取組において、地域の相談支援体制の強化を図ることで、障害者が地域社会で安心して生活できる環境を整え、サービス等利用計画相談につながる障害者を増やし、セルフプラン率を令和7年度（2025年度）の実績値から、成人は3パーセント、児童は2パーセント削減することをめざします。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

○令和11年度（2029年度）末までに、都道府県や市町村において、サービス等の質を向上させるための取組に関する体制を構築する。

【市の基本的な考え方】

○市職員に対し、東京都が開催する研修・講習会等に参加し、障害福祉サービス等に関する知識を習得し、スキルアップを図ります。

○障害福祉サービス事業者における支援の質を向上させるため、虐待防止研修等を実施するほか、国及び東京都が開催する研修等の受講を促し、受講機会の拡充を図ります。

○障害福祉サービス事業者等に対し、集団指導及び実地検査により、適切な助言・指導を行います。

○障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を整えます。

（２）障害福祉サービス等

令和11年度（2029年度）における目標値を達成できるように、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの各年度における指定障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を、国の基本指針等を踏まえて設定します。

① 訪問系サービス

【国の基本指針】

○現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般にわたる介護サービスを行います。

イ 重度訪問介護

常時介護が必要な重度の障害者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援までを総合的にを行います。

ウ 行動援護

外出時に生じ得る危険や混乱などを回避するための援助が必要な知的障害者や精神障害者に、移動中の介護等を提供します。

エ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。

オ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高い人に、個別支援

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画（サービスの提供について）

計画に基づき居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【市の基本的な考え方】

現在の訪問系サービスの利用者数を基礎として、障害者の重度化と高齢化による利用時間の伸びや、新たな利用者を踏まえて利用者数等を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間分	87,535	83,804	83,815
	利用者数(人分)	657	660	665
重度訪問介護	時間分	547,216	586,965	604,298
	利用者数(人分)	191	195	195
行動援護	時間分	12,810	14,657	15,352
	利用者数(人分)	36	43	47
同行援護	時間分	40,885	42,576	45,382
	利用者数(人分)	189	186	189
重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	0
	利用者数(人分)	0	0	0
合計	時間分	688,446	728,002	748,847
	利用者数(人分)	1,073	1,084	1,096

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間分	83,830	83,840	83,850
	利用者数(人分)	667	670	675
重度訪問介護	時間分	622,143	640,515	659,430
	利用者数(人分)	195	195	195
行動援護	時間分	16,080	16,842	17,640
	利用者数(人分)	51	56	61
同行援護	時間分	48,373	51,561	54,959
	利用者数(人分)	193	197	201
重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	0
	利用者数(人分)	0	0	0
合計	時間分	770,426	792,758	815,879
	利用者数(人分)	1,106	1,118	1,132

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

常に介護が必要な人に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上(入所の場合は、区分4以上)又は50歳以上の区分2以上(入所の場合は、区分3以上)が対象者となります。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設の利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、障害者の高齢化と重度化が進んでいること等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
生活介護	人分	1,404	1,440	1,451

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	人分	1,462	1,473	1,484

イ 自立訓練（機能訓練）

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

【市の基本的な考え方】

市内には自立訓練（機能訓練）を受けられる施設はありませんが、市外の施設へ通っている障害者の数をもとに、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
自立訓練(機能訓練)	人分	3	4	4

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立訓練(機能訓練)	人分	4	4	4

ウ 自立訓練(生活訓練)

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間24か月、長期入所者の場合36か月)、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
自立訓練(生活訓練)	人分	262	258	260

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立訓練（生活訓練）	人分	263	266	269

エ 就労選択支援

【国の基本指針】

障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【市の基本的な考え方】

特別支援学校卒業見込み者等が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法等を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った進路を案内します。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 （見込み）
就労選択支援	人分	—	2	45

【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	にんぶん 人分	50	55	60

オ 就労移行支援

【国の基本指針】

げん りょう もの かず しょうがいしゃとう しせつにゅうしよしゃ ちいきせいかつ
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への
いこうしゃすう にゅういんちゅう せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ いこうご しゅうろういこうしえん
移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援
じぎょう りょう みこ まれる もの かず ふくしせつ りょうしゃ いっぱんしゅうろう いこうしゃすう
事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、
とくべつしえんがっこうそつぎょうしゃ きゅうしよくしゃ ふくしよく きぼう ものなどあら しゅうろういこうしえん
特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援
じぎょう たいしゅうしゃ みこ まれる もの かず へいきんてき ひとり あ りょうりょうなど かんあん
事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、
りょうしゃすうおよ りょう みこ せってい
利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

いっぱんしゅうろうなど む いっていき かん ひょうじゆんきかん げつ じぎょうしよ さぎょう
一般就労等に向けて、一定期間（標準期間24か月）、事業所における作業
じっしゅう てきせい しょくばさが しゅうろうご しょくばていちゃく しえんなど おこな
や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

【市の基本的な考え方】

げんざい ふくしせつりょうしゃ ほんじぎょう たいしゅうしゃみこみすう きそ し しょうがい
現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、市が障害
しゃこよう そくしん こんご しゅう とりくみ とら ふう りょうしゃすう みこ
者雇用の促進を今後の主要な取組と捉えていることを踏まえて利用者数を見込
みます。

【実績】

		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度 (見込み)
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	にんぶん 人分	440	466	478

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労移行支援	人分	491	504	517

カ 就労継続支援

【国の基本指針】

就労継続支援A型：現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

就労継続支援B型：現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【事業内容】

通常の事業所で働くことが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするA型と雇用契約を結ばないB型があります。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、施設の新規開設等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
就労継続支援A型	人分	253	234	250
就労継続支援B型	人分	1,884	2,014	2,100

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労継続支援A型	人分	250	250	250
就労継続支援B型	人分	2,150	2,200	2,250

キ 就労定着支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人について、課題解決に必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成30年度（2018年度）に創設されたサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人のうち、一定数が本サービスを利用することを見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
就労定着支援	人分	180	200	205

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労定着支援	人分	210	215	220

ク 療養介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の利用実績に、医療型障害児入所施設における18歳以上の入所者を含めて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
療養介護	人分	44	45	45

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
療養介護	人分	45	45	45

ケ 短期入所

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち、地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

自宅で介護を行う人が病気等の場合、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

【市の基本的な考え方】

現時点の利用者数を基礎として、障害者の重度化や家族の高齢化等による利用者数の伸びや、新たな利用者等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
短期入所 (福祉型)	利用者数(人分)	423	460	470
	の延べ利用者数(人分)	18,812	20,968	21,000
短期入所 (医療型)	利用者数(人分)	65	56	56
	の延べ利用者数(人分)	1,712	1,463	1,465

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
短期入所 (福祉型)	利用者数(人分)	490	510	520
	の延べ利用者数(人分)	22,000	22,500	23,000
短期入所 (医療型)	利用者数(人分)	57	58	58
	の延べ利用者数(人分)	1,466	1,467	1,468

③ 居住系サービス

ア 共同生活援助（グループホーム）

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

さらに、当該利用者数のうち、重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。

【事業内容】

ひとり暮らしをするには不安のある知的障害者、身体障害者又は精神障害者に対し、グループホームで日常生活上の相談や援助、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【市の基本的な考え方】

現時点のグループホームの利用者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行等を踏まえ、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人分	1,080	1,145	1,185

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	1,215	1,245	1,275

イ 施設入所支援

【国の基本指針】

令和7年度（2025年度）末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数（施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数）を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定にあたっては、障害者支援施設に求められる機能を勘案し、令和11年度（2029年度）末において、令和7年度（2025年度）末時点の施設入所者数の5パーセント以上を削減することとし、令和8年度（2026年度）末において、障害福祉計画で定めた令和8年度（2026年度）までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度（2029年度）末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

【事業内容】

介護が必要な人や通所が困難な障害者で、生活介護、自立訓練や就労移行支援のサービスを利用している人に対して、居住の場を提供し、夜間における入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【市の基本的な考え方】

令和11年度（2029年度）末までに、令和7年度（2025年度）末時点の施設入所者の6%以上が、グループホーム等の地域生活へ移行するとともに、令和11年度（2029年度）末の施設入所者数が、令和8年度（2026年度）末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
施設入所支援	人分	351	346	346

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設入所支援	人分	347	348	350

ウ 自立生活援助

【国の基本指針】

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

福祉施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など適切な支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成30年度（2018年度）に創設されたサービスであり、ひとり暮らしへの移行希望者のうち一定数が本サービスを利用すると見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
自立生活援助	人分	41	46	47

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	人分	50	53	55

④ 相談支援

ア 計画相談支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

施設入所・入院から地域生活への移行を希望する障害者や、居宅・通所サービスを受けようとする障害者に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。

【市の基本的な考え方】

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者等を踏まえ、原則として全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象として、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
計画相談支援	人分/月	2,732	2,829	2,917

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人分/月	3,033	3,154	3,280

イ 地域移行支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

【事業内容】

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等について、一定の期間（標準期間6か月）必要な支援を行います。

【市の基本的な考え方】

福祉施設の入所者及び精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を踏まえて、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
地域移行支援	人分/月	14	15	15

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域移行支援	人分/月	16	17	18

ウ 地域定着支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者の夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について、一定の期間（標準期間6か月）支援を行います。

【市の基本的な考え方】

地域における単身の障害者や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
地域定着支援	人分/月	2	0	2

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域定着支援	人分/月	3	4	5

⑤ その他

処遇改善加算取得率の促進

【国の基本指針】

指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合の見込みを設定する。

【事業内容】

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得を促進します。

【市の基本的な考え方】

障害福祉サービス等に係る人材確保のため、障害施設職員の処遇改善加算について、事業所に情報提供等を行い、処遇改善加算の取得率について、令和7年度（2025年度）末実績から、令和11年度（2029年度）末までに4%の増加を図ります。

⑥ 障害福祉サービス等のサービス量確保のための方策

ア 訪問系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、サービス提供事業者との連携等を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

イ 日中活動系サービスについては、サービス需要や地域ニーズを踏まえ、支援の質の向上と人材の確保・定着を促進し、持続可能なサービス提供体制の充実を図ります。

ウ 居住系サービスについては、地域で安心して暮らし続けられる環境の整備に向け、サービスの質の確保・向上を図るとともに、重度・重複障害者が利用できるグループホームについては、さらなる整備の促進を目指します。

（3）地域生活支援事業

国は、障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体が柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、この地域生活支援事業として、相談支援、意思疎通支援などの事業を実施します。

なお、地域生活支援事業は、市町村が必ず取り組むべき必須事業と、市町村がそれぞれの特性や利用者の状況に合わせて取り組む任意事業に分けられています。

① 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害への理解を深める研修・啓発を通じて地域住民等への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【市の基本的な考え方】

市では、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害理解の推進に取り組んでおります。今後も障害者サポーター養成講座の開催や、イベント参加による障害理解を深める機会の創出、市ホームページ、ガイドブックなどを活用した啓発活動を継続的に行っていきます。

イ 自発的活動支援事業

【事業内容】

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害当事者、障害者の家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【市の基本的な考え方】

障害者等に対するボランティアの養成や活動の支援、障害者等を含めた地域における災害対策活動の支援等を通じて、障害者等の日常生活を支援していきます。

ウ 相談支援事業

【事業内容】

障害者等からの相談に応じ、相談支援専門員の活用を図りつつ、必要な情報の提供、助言及び指導、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害者差別や虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

【市の基本的な考え方】

市では、市域が広いことを踏まえ、交通の利便性の高い身近な場所で相談支援を受けられるように、相談支援事業を行う事業所を5か所設置しています。また、これらの事業所は、地域生活支援拠点事業も担い、障害者の地域生活を支える体制の充実を図っています。今後は、基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業所や関係機関とのネットワークの強化に取り組み、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

賃貸契約による一般住宅への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者に対し、円滑な入居のための支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を継続していきます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
相談支援事業所 相談件数	延べ件数 (件)	28,878	31,029	30,000

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
相談支援事業所 相談件数	延べ件数 (件)	30,000	30,000	30,000

エ 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

障害者が地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、本人の意思決定を尊重しながら成年後見制度の適切な利用を促進するとともに、申立費用及び後見人等の報酬等を助成により権利擁護を推進します。

【市の基本的な考え方】

成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、本人の意思決定支援の視点を踏まえた成年後見制度の適切な活用を促進するとともに、パンフレット等による普及啓発を進めていきます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
申立て件数	延べ件数 (件)	5	4	6

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
申立て件数	の延べ件数（件）	7	8	9

オ 意思疎通支援事業

【事業内容】

視覚、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害により、意思疎通が困難な障害者等とその他の者との意思疎通を支援するため、手話通訳協力者及び要約筆記協力者の養成・派遣や、盲ろう者向け通訳・介助者及び失語症者向け意思疎通支援者の養成・派遣を行うことで、意思疎通の円滑化に取り組めます。

【市の基本的な考え方】

手話通訳協力者、要約筆記協力者及び盲ろう者向け通訳・介助者、失語症者向け意思疎通支援者の養成と登録者数・派遣件数の増加を図り、さらなる情報保障の充実を図ります。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
養成事業	初級 修了者数（人）	87	76	73
	中級 修了者数（人）	63	66	55
	手話通訳者養成入門 修了者数（人）	26	38	38
	手話通訳者養成 修了者数（人）	8	6	5
	要約筆記者養成修了者数（人）	11	7	10
	盲ろう通訳者・介助者養成 修了者数（人）	1	1	1

	必修基礎 修了者数 (人)	3	4	4
	応用 修了者数 (人)	3	2	3
派遣事業	手話通訳・要約筆記協力者等の 延べ派遣件数 (件)	2,212	2,210	2,212
	手話通訳協力者登録者数 (人)	40	45	46
	要約筆記協力者登録者数 (人)	17	18	16
	盲ろう者向け通訳・介助者登録者 数 (人)	10	11	11
	失語症者向け意思疎通支援者 派遣人数 (人)	80	138	150
	失語症者向け意思疎通支援者 登録者数 (人)	11	15	21

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
養成事業	初級 修了者数 (人)	82	82	82
	中級 修了者数 (人)	66	66	66
	手話通訳者養成入門 修了者数 (人)	38	38	38
	手話通訳者養成 修了者数 (人)	7	7	7

	ようやくひっきしやようせいしゅうりようしやすう 要約筆記者養成修了者数（人）	6	10	6
	もう 盲ろう通訳者・介助者養成 しゅうりようしやすう 修了者数（人）	2	2	2
	しつごしようしやむ い し 失語症者向け意思 必修基礎 しゅうりようしやすう 修了者数 （人）	4	4	4
	そつうしえんしやようせい 疎通支援者養成 おうよう 応用 しゅうりようしやすう 修了者数 （人）	3	3	3
派遣事業	しゅわつうやく ようやくひっきききょうりよくしやとう 手話通訳・要約筆記協力者等 の はけんけんすう 延べ派遣件数（件）	2,212	2,212	2,212
	しゅわつうやくききょうりよくしやとうろくしやすう 手話通訳協力者登録者数（人）	46	46	46
	ようやくひっきききょうりよくしやとうろくしやすう 要約筆記協力者登録者数（人）	18	18	18
	もう 盲ろう者向け通訳・介助者登録者 すう 数（人）	11	11	11
	しつごしようしやむ い し そつうしえんしや 失語症者向け意思疎通支援者 はけんけんすう 派遣人数（人）	160	170	180
	しつごしようしやむ い し そつうしえんしや 失語症者向け意思疎通支援者 とうろくしやすう 登録者数（人）	25	29	33

カ 日常生活用具給付事業

【事業内容】

障害者等に対し、障害特性に応じた日常生活用具を給付することで、日常生活上の困難の改善を図るとともに、自立した生活の支援及び社会参加の促進を図ります。

【市の基本的な考え方】

障害者の重度化・高齢化や支援ニーズの多様化に伴い、給付件数の増加が見込まれることから、制度の適切な運用と充実を図ります。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
日常生活用具給付	のべ給付 件数 (件)	14,865	13,946	14,910
介護・訓練支援用具		51	28	50
自立生活支援用具		67	74	80
在宅療養等支援用具		74	72	90
情報・意思疎通支援用具		140	117	150
排泄管理支援用具		14,499	13,628	14,500
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)		18	17	20
その他		16	10	20

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
日常生活用具給付	給付件数 (件)	15,120	15,330	15,540
介護・訓練支援用具		60	70	80
自立生活支援用具		90	100	110
在宅療養等支援用具		100	110	120
情報・意思疎通支援用具		160	170	180
排泄管理支援用具		14,650	14,800	14,950
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)		30	40	50
その他		30	40	50

キ 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障害者等（同行援護に該当する視覚障害者を除く）の外出を支援し、地域における自立生活及び社会生活を促進します。

【市の基本的な考え方】

地域生活への移行及び社会参加を促進していくことから、利用者数等の増加を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
移動支援	利用者数（人分）	727	759	774
	延べ利用時間数（時間分）	86,989	91,008	92,828

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援	利用者数（人分）	789	804	820
	延べ利用時間数（時間分）	94,684	96,577	98,508

ク 地域活動支援センター事業

【事業内容】

地域活動支援センターは、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを行います。

【市の基本的な考え方】

個々の障害者に合った創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の場を継続して提供していきます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
地域活動支援 センター（Ⅰ型）	相談件数（件）	1,391	1,446	1,400
地域活動支援 センター（Ⅲ型）	延べ利用者数 (人分)	4,989	4,868	4,800

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域活動支援 センター（Ⅰ型）	相談件数（件）	1,400	1,400	1,400
地域活動支援 センター（Ⅲ型）	延べ利用者数 (人分)	4,800	4,800	4,800

② 任意事業

ア 訪問入浴サービス事業

【事業内容】

重度の身体障害者・児に対し、訪問入浴サービスを提供することで、身体
の清潔の保持及び心身機能の維持を図るとともに、地域で安心して生活を継続
できるよう支援します。

【市の基本的な考え方】

障害者の重度化や家族の高齢化などにより、利用者数の増加を見込みます。

じっせき
【実績】

		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度 (見込み)
ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス	のべり ようかいすう 延利用回数	2,314	1,973	2,100

りょう み こ
【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス	のべり ようかいすう 延利用回数	2,130	2,160	2,190

じどうしゃうんてんきょうしゅうひ じどうしゃかいぞうひじょせいじぎょう
イ 自動車運転教習費・自動車改造費助成事業

じぎょうないよう
【事業内容】

しんしんしょうがいしゃほんにん めんきょ しゅとく よう ひよう いちぶおよ したんいしょうがいしゃ
心身障害者本人が免許を取得するために要した費用の一部及び身体障害者
ほんにん しょうう うんてん じどうしゃ かいぞう よう ひよう いちぶ じょせい
本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

し きほんてき かんが かつ
【市の基本的な考え方】

でまえこうざ とくべつしえんがっこう せつめいかいなど つう ひ つづ せいど しゅうち はか
出前講座や特別支援学校での説明会等を通じ、引き続き制度の周知を図りま
す。

じっせき
【実績】

		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度 (見込み)
じどうしゃうんてんきょうしゅうひ 自動車運転教習費	じょせいけんすう けん 助成件数（件）	13	10	10
じどうしゃかいぞうひじょせい 自動車改造費助成	じょせいけんすう けん 助成件数（件）	7	9	10

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
自動車運転教習費	助成件数（件）	9	9	9
自動車改造費助成	助成件数（件）	8	8	8

ウ 点字・声の広報等発行事業

【事業内容】

文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、広報紙「広報はちおうじ」や「市議会だより」など、市が提供する各種情報について、点字化や音声化を進めます。

【市の基本的な考え方】

市が発信する情報について、点字・音声等による情報提供を継続するとともに、ICTの進展を踏まえた情報アクセシビリティの向上に努め、視覚障害者等が必要な情報を取得しやすい環境づくりを推進します。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
点字広報等発行	部数（部）	813	660	650
声の広報等発行	部数（部）	2,186	1,637	1,600

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
点字広報等発行	部数（部）	650	650	650
声の広報等発行	部数（部）	1,600	1,600	1,600

エ 障害者日中一時支援事業

【事業内容】

介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合や、介護者が一時的な休息を必要とする場合に、障害者を一時的に施設で預かります。

【市の基本的な考え方】

障害者の家族の高齢化により、一時的に困難になることや、介護者の休息が必要となる場面があることから、引き続きニーズに対応していきます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
障害者日中一時支援	の延べ利用者数 (人分)	1,062	1,011	1,060

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者日中一時支援	の延べ利用者数 (人分)	1,060	1,060	1,060

③ 地域生活支援事業見込量確保のための方策

ア サービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。

イ 関係機関との連携をはかり、支援体制の整備を推進します。

ウ 事業者や利用者ニーズの把握に努め、多様な事業者の参入を促進するなど、サービス提供体制の整備を図ります。

エ 地域の実情に応じた障害福祉サービス及び相談支援体制確保のため、障害者地域自立支援協議会等と協議しながら、サービス内容の充実と支援体制の整備を図っていきます。また、障害者に対する人権の擁護や虐待防止に向けた啓発活動についても、障害者地域自立支援協議会等において検討し

ていきます。

（４）障害児支援

国の基本指針では、障害児及びその家族を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児支援の整備に関しても障害児福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めるものとされています。本計画では、障害児支援に関するサービス量の見込みを設定し、その充実に努めていきます。

① 障害児支援のサービス

ア 児童発達支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【市の基本的な考え方】

近年における利用ニーズの増加を踏まえ、支援の質の向上と提供体制の充実を図り、障害児とその家族が安心して利用できる環境整備を進めます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
児童発達支援	利用者数（人分）	1,039	1,161	1,230

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	利用者数（人分）	1,303	1,381	1,463

イ 放課後等デイサービス

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会等を提供します。

【市の基本的な考え方】

近年における利用ニーズの増加を踏まえ、支援の質の向上と提供体制の充実を図り、障害児とその家族が安心して利用できるづくりを進めます。

【実績】

		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度 (見込み)
ほう か ごとう 放課後等 デイサービス	りようしゃすう (にんぶん) 利用者数 (人分)	1,792	1,991	2,249

【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
ほう か ごとう 放課後等 デイサービス	りようしゃすう (にんぶん) 利用者数 (人分)	2,350	2,360	2,370

ウ 保育所等訪問支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

保育所等を訪問し、保育所等に通う障害児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【市の基本的な考え方】

市では、保育所等を訪問して障害児への適切な支援を行う巡回発達相談を実施していくことによりサービスが周知され、利用者数が急増しており、今後も利用者数の増加を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
保育所等訪問支援	利用者数 (人分)	229	314	374

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所等訪問支援	利用者数 (人分)	434	494	554

工 居宅訪問型児童発達支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

重症心身障害児など、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成30年度（2018年度）に創設されたサービスですが、市内に事業所がなく、利用者は微増を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人分)	5	5	5

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人分)	6	7	7

オ 障害児相談支援

【国の基本指針】

地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【事業内容】

障害児通所支援を利用する障害児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

【市の基本的な考え方】

家族などが作成するセルフプランを利用する者が多いが、障害児通所支援を利用する障害児の増加を勘案し、サービス量の増加を見込みます。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
障害児相談支援	人分/月	375	385	416

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害児相談支援	人分/月	449	485	524

カ 重度障害児の受入促進支援

【事業内容】

市内施設における重度障害児の受入率向上のため、受け入れる施設に対し、受入率に応じた補助による運営支援を行う。

【市の基本的な考え方】

重度障害児の受入れが可能な事業所の増加を促します。

【実績】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)
重度障害児の 受入促進支援	事業所数	32	33	33

【サービス量の見込み】

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
重度障害児の 受入促進支援	事業所数	33	33	33

③ サービス量確保のための方策

- ア 障害児の家族等に対しサービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。
- イ 関係機関との情報共有により、的確に利用者のニーズを把握し、サービス提供体制の整備を推進します。
- ウ 障害の早期発見に努め、福祉・保健・医療・教育の各機関と連携を図りつつ、適切な療育につなげていきます。

（５）施設利用者

本市における各種障害者施設の定員について、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの実績や、一部のサービスは令和6年度（2023年度）中に見込みを超過したため令和7年度（2025年度）に新規開設及び定員増に関し一定の調整を行っていることを考慮し、施設利用者の見込数を設定しました。

なお、共同生活援助（グループホーム）及び短期入所については、特に整備する必要があるため、単独で見込み値を設定し、通所施設については生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の各施設を統合する形で目標を設定します。

【施設利用者の実績と見込み】

施設種別	R6 (実績)	R7 (実績)	R8 (見込)	R9 (見込)	R10 (見込)	R11 (見込)
共同生活援助 (定員数・人)	1,452	1,539	1,552	1,582	1,602	1,622
短期入所 (定員数・人)	118	117	124	131	138	145
通所施設 (定員数・人)	4,489	4,553	4,617	4,681	4,745	4,809

だい しょう かくけいかく すいしん む 第6章 各計画の推進に向けて

1 けいかくすいしん 計画推進のために

けいかく すいしん もくひょう たっせい じっし しさく こうか たっせいど
計画を推進し、目標を達成するためには、実施してきた施策の効果や達成度
かんが けいかく ないよう へんこう ひつよう しょう
に鑑み、計画の内容を変更する必要があることもあります。

しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ しょうがいしゃ
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者
そうごうしえんほう けいかく さだ じこう ていきてき ちょうさ ぶんせき ひょうか おこ
総合支援法）では、計画に定める事項について、定期的に調査・分析・評価を行
い、必要があると認めるときは、計画の変更やその他の必要な措置を講じること
ひつよう みと けいかく へんこう ほか ひつよう そち こう
とされています。

ほんけいかく けいかく じっこう ひょうか かいぜん
本計画にあたっては、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」
の「PDCA サイクル」にて、しんちよくかんり おこ
進捗管理を行います。

◆ しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

だい しょう 第88条の2

しちょうそん ていきてき ぜんじょうだいにこうかくごう かか じこう しちょうそんしょうがい
市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障
ふくしけいかく どうじょうだいさんこうかくごう かか じこう さだ ばあい
福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、
とうがいかくごう かか じこう ふく ちょうさ ぶんせきおよ ひょうか おこ
当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査・分析及び評価を行
い、必要があると認めるときは、当該市町村障 害福祉計画を変更す
ひつよう みと とうがいしちょうそんしょうがいふくしけいかく へんこう
ることその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 けいかく たっせいじょうきょう てんけん ひょうか 計画の達成状況の点検と評価

ほんし まいとし かくけいかく しんちよくじょうきょう はあく しょうがいしゃしさく かんれんしさく どうこう
本市では毎年、各計画の進捗状況を把握し、障害者施策や関連施策の動向
ふ けいかく ぶんせき ひょうか おこ
も踏まえながら、計画について分析・評価を行います。

まいとしおこ ひょうか およ じっせき はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
毎年行う評価及び実績については、八王子市障害者地域自立支援協議会に
ほうこく いけん き けっか こうひょう
報告し、意見を聴くとともに、その結果について公表します。

PDCA サイクルによる計画の推進

